

第2次瑞穂町生涯学習推進計画

～豊かなこころを育むまち～

【後期計画】

令和8年3月

瑞穂町教育委員会

はじめに

瑞穂町教育委員会では、生涯学習社会の実現をめざして令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とした「第2次瑞穂町生涯学習推進計画（以下「第2次計画」という。）」を令和2年度に策定しました。これまでの間、町民の皆様のご理解とご協力により、計画に位置付けた各種施策・事業を推進できましたことに深く感謝申し上げます。

令和7年度は第2次計画の中間時点となることから、これまでの実施内容等を評価するとともに、この4年間で生じた社会環境の変化と、新たなニーズや課題、そして、国の「第4期教育振興基本計画」をはじめとする教育施策の方向性、令和7年度に策定した第5次瑞穂町長期総合計画後期基本計画、令和6年度に策定した第2次瑞穂町教育基本計画後期計画（学校教育）、令和5年度に策定した瑞穂町公共施設個別施設計画などに対応・整合するため、第2次計画を改定し、後期計画として策定しました。

瑞穂町教育委員会では、生涯学習団体登録制度により、団体・グループ・サークル等への活動支援として、公的施設の使用料減免や印刷機の貸出し、生涯学習に関する各種相談への対応など、積極的に支援しているところです。また、瑞穂町教育委員会基本方針として「生涯学習の推進と施設・環境の整備」について方向性を示し、学校教育と社会教育の連携をはかりながら、総合的に教育施策を推進しています。子どもから高齢者まで、町民の誰もが、いつでも、どこでもそれぞれの学びを高め、豊かな心を育んでいただきたいと考えています。

令和3年度にリニューアルオープンした瑞穂町図書館は、住民等の意見を取り入れた改修工事によって「本や人とゆるやかにつながり、自分の居場所と感じられる図書館」をコンセプトに生まれ変わり、利用者数が大きく増加しています。個人や団体等の生涯学習をすすめていく上での知識習得や情報の収集に大いに活用していただきたいと存じます。

生涯学習に関する各種施設は、老朽化など維持管理に関する課題が多くありますが、瑞穂町公共施設個別施設計画に基づき、計画的な維持管理を行いながら、生涯学習の場を提供してまいります。

結びに、計画策定にあたりご尽力をいただきました瑞穂町社会教育委員の皆様と、意見募集等を通じて町民の皆様のご意見を参考とさせていただきましたことに心から感謝申し上げます。

瑞穂町教育委員会 教育長 大井 克己

目次

第1章 生涯学習の背景と取組

生涯学習とは	2
第1節 国の動向	3
第2節 東京都の動向	4
第3節 瑞穂町の動向	4

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の目的	22
第2節 計画の位置付け	22
第3節 計画の期間	23
第4節 計画の評価	23
第5節 計画の将来	23

第3章 生涯学習推進施策の体系

第1節 基本的な考え方	26
第2節 推進計画の基本方針	26
第3節 生涯学習推進体制の体系	29

第4章 生涯学習推進の施策の方向性

第1節 あらゆる年齢における学びあい	32
第2節 生涯学習の場と機会の提供	34
第3節 自主的な学習活動への支援	36
第4節 生涯学習に寄与する図書館の利活用	38
第5節 生涯学習推進体制の整備・評価	40

第5章 生涯学習推進への具体的施策

1 あらゆる年齢における学びあい	42
2 生涯学習の場と機会の提供	46
3 自主的な学習活動への支援	50
4 生涯学習に寄与する図書館の利活用	54
5 生涯学習推進体制の整備・評価	56

資料

1	主な生涯学習関係施設	58
2	その他の生涯学習関係施設	64
3	生涯学習関係各施設の利用状況及び減免状況	67
4	第2次瑞穂町生涯学習推進計画改定庁内検討会要綱	69
5	第2次瑞穂町生涯学習推進計画改定庁内検討会委員	72
6	第2次瑞穂町生涯学習推進計画後期計画策定までの検討経過	73
7	第2次瑞穂町生涯学習推進計画後期計画（素案）に関する意見募集について	74
8	用語解説一覧表	75

第 1 章 生涯学習の背景と取組

生涯学習とは

生涯学習とは、学校教育、家庭教育*、社会教育、企業内教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動など、人々が生涯において様々な場や機会に行う、あらゆる学習活動のことを意味します。

生涯にわたって学ぶということは、ライフスタイルやビジネスを充実させるための知識の修得だけでなく、生きがいやウェルビーイング*に結びつきます。また、学習によって地域のつながりをもたらし、よりよい人間関係が生まれ、豊かで住みよい地域が実現されます。そして、学習した人々が地域の担い手として地域づくりに参加し、学習の成果をまちづくりに生かしていくことが期待されています。

「教育基本法」第3条では、生涯学習の基本理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現がはからなければならない。」と規定されています。

*：巻末用語解説一覧表を参照

第1節 国の動向

「生涯学習」ということばの基となった「生涯教育」という概念がわが国で初めて使用されたのは、昭和56年の中央教育審議会の答申でした。

昭和60年から同62年の臨時教育審議会答申では、「生涯教育」という表現を改めて、学習者の視点に立った「生涯学習」を用い、学歴社会の弊害を是正するとともに、学習した成果が適切に評価される社会を形成した上で、家庭・学校・地域など社会の各分野の広範な教育・学習の体制や機会を総合的に整備していく必要がある旨を生涯学習体系への移行として提言しました。平成2年6月には、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が制定されました。また、平成4年、生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」が出され、それ以後、生涯学習関連の様々な問題に対処するための方策が講じられました。

さらに、平成18年12月には「教育基本法」が改正され、生涯学習の理念（第3条）、家庭教育（第10条）、幼児期の教育（第11条）、社会教育（第12条）、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（第13条）などについて規定されました。

令和5年度に第4期教育振興計画が「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトとし、閣議決定されました。令和6年度には中央教育審議会生涯学習分科会より、第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理が行われ、今後の誰もが生涯を通して意欲的に楽しく学び続ける社会を目指し、デジタル社会への対応や社会的包摂への対応、社会教育人材の育成などが求められています。

第 2 節 東京都の動向

東京都においては、平成 4 年に「東京都生涯学習審議会」が設置され、平成 6 年に「これからの社会を展望した東京における生涯学習の総合的な振興方策について」の答申が出されました。

また、平成 18 年 12 月の「教育基本法」の改正により打ち出された新しい教育の理念を受け、第 7 期同審議会において「乳幼児期からの子供の発達を地域でささえるための教育環境づくりの在り方について」の答申が平成 19 年 12 月に出され、人間形成の基礎を培う「乳幼児期」の重要性を認識するとともに、地域の人々の参画を得た子どもたちを育成する取組が期待されています。

令和 6 年 3 月、国の第 4 期教育振興基本計画を参酌して第 5 次東京都教育ビジョンが策定されました。第 5 次東京都教育ビジョンでは令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間で、東京都教育委員会として取り組むべき 3 つの柱と基本的な方針、その達成に向けた施策展開の方向性を示しています。柱として「自ら未来を切り拓く力の育成」、「誰一人取り残さないきめ細やかな教育の充実」、「子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化」などが謳われています。基本的な方針では「健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育」、「家庭、社会と学校とが連携・協働する教育活動の推進」、「質の高い教育を支える環境の整備」などの様々な方針が示されています。

第 3 節 瑞穂町の動向

1 生涯学習の経緯

平成 7 年度に、生涯学習推進検討委員会を庁内生涯学習関連各課から選出された職員で組織し、平成 11 年度までの 5 年間、推進のための調査・研究や方策に関する検討を行いました。

平成 11 年度、社会教育課に生涯学習推進係を設置し、平成 13 年

度から14年度にかけ、教育委員会による「瑞穂町生涯学習推進計画」を作成しました。この計画は、住民参画による行政計画をめざし、公募を含む10名の学習実践者による委員会を組織し、その骨子を教育委員会に提出しました。

平成14年度に策定した「瑞穂町生涯学習推進計画」について、社会教育課を中心に生涯学習の推進をしてきましたが、「一人ひとりが生涯輝けるまち」づくりをめざし、各分野の連携を強化し、全庁をあげて取り組む計画とするため、平成22年度に第4次瑞穂町長期総合計画を上位計画とした「瑞穂町生涯学習推進計画」を策定し、平成28年度に「瑞穂町生涯学習推進計画【後期計画】」へ改定しました。そして令和2年度に「豊かなところを育むまち」づくりをめざし、第5次瑞穂町長期総合計画を上位計画として、「第2次瑞穂町生涯学習推進計画」を策定しました。

● 瑞穂町における生涯学習に関する主な事項

時 期	内 容
昭和 48 年 8 月	図書館 開館
昭和 60 年度	瑞穂町子ども会連合会 設立
昭和 60 年度	第 1 回青少年の主張 事業実施
平成 2 年 9 月	瑞穂ビューパーク・スカイホール 完成
平成 11 年度	総合人材リスト* 設置
平成 13 年度	生涯学習団体登録制度 創立
平成 13 年 4 月	生涯学習センター オープン
平成 19 年度	放課後子ども教室 開始
平成 19 年度	生涯学習まちづくり出前講座* 開設
平成 19 年 10 月	第 1 回こどもフェスティバル 開催
平成 20 年 3 月	スポーツ・レクリエーション振興計画 策定
平成 20 年度	青少年国際交流事業 開始
平成 22 年 3 月	子ども読書活動推進計画 策定
平成 22 年 3 月	教育基本計画 策定
平成 22 年度	生涯学習推進のための住民提案型協働事業に関する要綱制定
平成 23 年 3 月	第 4 次瑞穂町長期総合計画 策定
平成 23 年 3 月	生涯学習推進計画 策定
平成 23 年 4 月	総合型地域スポーツクラブ*「瑞穂笑夢スポーツクラブ」設立
平成 26 年 11 月	郷土資料館「けやき館」 開館
平成 27 年 3 月	第二次子ども読書活動推進計画 策定
平成 27 年 4 月	第 1 次教育基本計画後期計画 策定
平成 28 年 3 月	第 4 次瑞穂町長期総合計画 後期基本計画 策定
平成 28 年 4 月	瑞穂町の教育に関する大綱 策定
平成 28 年 4 月	体育施設使用料 有料化
平成 29 年 3 月	生涯学習推進計画【後期計画】 策定
平成 29 年 4 月	ふるさと学習「みずほ学」 開始
平成 30 年 3 月	第 2 次スポーツ推進計画 策定
平成 30 年 9 月	第 1 回瑞穂町図書館を使った調べる学習コンクール 開催
平成 31 年 4 月	登録文化財制度運用開始
令和 2 年 2 月	第三次子ども読書活動推進計画 策定
令和 2 年 3 月	第 2 次教育基本計画（学校教育） 策定
令和 2 年 4 月	図書館改修工事基本計画 策定
令和 3 年 3 月	第 2 次生涯学習推進計画 策定
令和 3 年 3 月	第 5 次瑞穂町長期総合計画 策定
令和 4 年 3 月	図書館 リニューアルオープン
令和 5 年 3 月	第 2 次スポーツ推進計画後期計画 策定
令和 7 年 2 月	第四次子ども読書活動推進計画 策定
令和 7 年 3 月	第 2 次教育基本計画後期計画（学校教育） 策定
令和 7 年 5 月	多世代交流センターMIZCUL リニューアルオープン

*：巻末用語解説一覧表を参照

2 生涯学習の取組

平成11年度、住民が主体となる生涯学習や自主学習、主体的なまちづくりをすすめるため「瑞穂町総合人材リスト」を整備しています。

平成13年度、団体・グループ・サークルなどへの活動支援として、公的施設の使用料減免や印刷機の貸出しなどを行う「瑞穂町生涯学習団体登録制度」を立ち上げました。令和6年度の登録認定数は187団体で、延べ2,390人が活動しました。なお、70%が60歳以上の方で、趣味、親睦、健康などのため、多方面で精力的に活動されています。

平成14年度、西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用について協定を結び、西多摩地域8市町村の図書館が相互利用できるようになりました。令和6年度は、延べ6,392人の瑞穂町民が他市町村の図書館を、延べ3,855人の他市町村民が瑞穂町の図書館を利用しました。平成23年度には、武蔵村山市と図書館相互利用に関する協定を結び、相互利用できるようになり、令和6年度は延べ1,888人の瑞穂町民が武蔵村山市の図書館を、延べ2,061人の武蔵村山市民が瑞穂町の図書館を利用しました。また、図書館の蔵書について、平成18年度からウェブサイトから予約ができるようになり、令和6年度は11,850件の利用がありました。

平成19年度、住民と協働して生涯学習によるまちづくりを推進するために「瑞穂町生涯学習まちづくり出前講座」を開設し、令和6年度末で46講座（住民・団体編4講座、行政編42講座）の登録がありました。

平成21年度、利用者の利便性の向上をはかるため「体育施設等予約システム」を導入し、令和6年度は196件の新規登録がありました。

体育施設の有料化については、平成20年3月に策定した瑞穂町スポーツ・レクリエーション振興計画で、施設利用の適切な負担として、公共サービス利用の受益者負担の観点から、施設利用の適正有料化を推進することとしました。また、平成23年3月に策定した第4次長

期総合計画では、スポーツ施設の管理運営のひとつとして、使用料の適正化をはかることとしました。こうした流れから、第4次行政改革大綱の方針に基づき、使用料などの免除や減額は、一定のルールのもとで行うなど公平性を確保することや、生涯学習推進団体*及びスポーツ関連団体への活動支援の公平性を担保するため、平成28年4月から原則有料とし、これまでの生涯学習推進団体と同様の活動支援を行うこととしました。

平成22年度、「瑞穂町生涯学習推進のための住民提案型協働事業に関する要綱」を制定し、住民（団体・グループ・サークルなど）と町が協働で事業を実施していく体制を整え、令和6年度、8事業を実施しました。また、平成26年10月に「瑞穂町協働宣言*」を策定し、平成27年には住民と町が互いにまちづくりの主体として、役割を分担し、共に考え、一体となって実践する協働によるまちづくりを推進する「瑞穂町協働のまちづくり推進委員会」を発足しました。また、住民の多様なニーズに対応するため、複数の関係機関が協働していく必要があると考え、協働事業のすすめ方を示した「瑞穂町協働事業ガイドライン」を平成30年度に策定しました。令和5年度には、住民、地域の団体など（各種団体、事業者、ボランティアなど）が抱える問題や課題を解決するため、協働の窓口（みずほマッチング）を設置し、地域の団体や企業と町をつなぎ、コーディネートすることにより、協働のまちづくりを推進しています。また、令和7年度に近隣大学と包括連携協定を締結したことにより、今後、生涯学習を含む様々な分野で、町では初の官学連携という形での交流や人材育成、活力ある地域社会の形成・発展が期待されています。

*：巻末用語解説一覧表を参照

3 前期計画の取組に対する評価

第1節 あらゆる年齢における学びあい

1 乳幼児期における学習機会の提供

(1) 乳幼児教育の支援

子育てひろば事業については、認可保育所、幼稚園、認定こども園*など11施設で実施し、認可保育所などを利用していない親子などが参加し、各施設で子育て家庭への支援を行うことができました。また児童館では、各種子育て支援事業を児童館や各コミュニティセンターで実施し、多くの親子が参加することにより、子育て支援を実施することができました。

図書館や子ども家庭センターで実施している乳幼児やその親に対しての本に触れる事業は、広く周知しながら各施設で開催することができました。

各事業とも継続的に実施していかなければなりません。おはなしの会などボランティアの協力が必要な事業では、人材確保が課題となっています。

(2) 家庭教育の支援

家庭教育の支援としては、子育て世代包括支援センターが実施している「マタニティクラス」や「プチママひろば」、生涯学習推進団体「ほっと・カフェ」が実施している住民提案型協働事業「わくわくしゃべりば」などで、子育てに関する情報提供や子育て経験のあるスタッフが子育てに関しての助言することなどを取り入れた事業を実施し、家庭教育の支援を続けてきています。課題としては、広く周知をしているところですが、男性の家事・育児などへの参画や、実施している事業に、より多くの方が参加できるような周知・啓発活動が必要です。

2 青少年期における学習機会の充実

(1) 青少年教育の充実

ジュニアピアノコンテストやニュースポーツ*教室など、青少年期に様々な体験をし、健全育成につながる事業を展開してきました。また、次

*：巻末用語解説一覧表を参照

世代の地域のリーダーを育てる研修事業も開催してきましたが、今後も継続的な事業展開が必要です。

(2) 学校教育の充実

学校教育では、ふるさと学習「みずほ学」を教育課程に位置付け、地域の人材を活用した体験学習を実施し、身近な社会生活に関する学習を通じて、生きていく上での能力や個性を育む教育を進めてきました。

図書館主催の調べる学習コンクールでは、図書館と学校図書館が連携をはかり、課題解決力を育成するとともに、図書館の利用価値を学ぶことができました。引き続き両者が連携して事業を推進していきます。

3 成人期・高齢期における学習機会の提供

(1) 成人期の生涯学習の支援

二十歳を祝う会では、対象者から募集した実行委員による企画運営で第2部を開催し、町がその支援を行ってきました。成人期は個々の多様な学習形態により、活動の実態がつかみにくい状況があります。学習成果の地域へ還元するための支援と、その成果を活用し、地域の活性化に引き続き取り組みます。

(2) 高齢期の生涯学習の支援

生きがいつくりや人生をより豊かなものにするために、地域での活動を支援してきました。ピアノ初心者の方のためのぴあのくらぶみずほや、介護予防となるぴんぴん健康体操など多くの事業も実施し、多くの方に学習機会を提供することができました。また、高齢者福祉センター寿楽を改修し、令和7年5月にリニューアルオープンした多世代交流センターM I Z C U Lでは生きがいつくりの事業を推進していきます。

4 学校・家庭・地域の連携

(1) 青少年の健全育成による連携

学校・地域・町がそれぞれ連携して、様々な事業を展開しています。町

では青少年問題協議会を開催し、学校や警察、青少年に関連する団体間で情報共有し、町全体で青少年の健全育成に取り組んでいます。

子ども会連合会については、人口減少も影響し加入者が減少しており、休会する子ども会が増えています。子ども会連合会と連携して活動内容や加入について町ホームページや広報みずほでも引き続き情報発信を進めていきます。

(2) 安全・安心なまちづくりによる連携

地域の自主防災組織や自主防犯組織、防犯協会、交通安全推進協議会などが連携して防災訓練や通学路や公園での声掛けやパトロール、町内行事時の交通誘導など、各組織が連携し、安心・安全なまちづくりに取り組んでいます。

第2節 生涯学習の場と機会の提供

1 生涯学習環境の整備

(1) 生涯学習活動の場の整備・提供

スカイホールや生涯学習センター、各コミュニティセンター、町内各スポーツ施設、町内小・中学校施設の開放、また、令和4年3月にリニューアルオープンした図書館、令和7年5月にリニューアルオープンした多世代交流センターMIZCULなど、生涯学習活動の場の整備・提供は広がっています。しかし、学校施設を含め、町内各スポーツ施設などでは施設の老朽化が進んでおり、計画的な改修が必要です。

(2) 生涯学習情報の提供

広報みずほや町ホームページ、教育委員会の広報誌である「みずほの教育」や教育委員会・図書館・郷土資料館の各ホームページ、その他広報誌で、イベント情報や事業報告など情報提供を進めています。

2 学習機会の提供

(1) 現代的課題*に対応した学習機会の提供

生活習慣病予防の講座や健康診断・学校の体力テストなどの実施を通じて、超高齢社会という現代的課題に対応した学習機会を提供してきました。課題としては、生活習慣病予防の講座などの参加率が低い若い世代への周知・啓発の方法に工夫が必要な点です。

(2) 生涯学習関連施設*における学習機会の提供

地区会館やコミュニティセンターなど生涯学習関連施設で、高齢者、子育て、障がい者、全世代向けのサロンが26事業実施されており、地域住民が気軽に集える場となっています。

(3) 人権に配慮した学習支援

町内小・中学校では、「みずほあったか先生」を掲げ、児童・生徒の人権感覚を向上させる取組を実施してきました。また、2つの小学校の総合学習において、企業や地域のボランティアの協力のもと、障がい当事者に講師を依頼し、福祉体験を実施しました。

ほかにも人権に配慮した事業は実施されていますが、小・中学校で継続して人権教育を推進していくことが、一定の効果を上げることにつながります。

(4) 姉妹都市等との交流

姉妹都市であるアメリカ合衆国モーガンヒル市との交流は、コロナ禍によって実施することができませんでした。

今後、姉妹都市との交流事業再開に向けて調整する必要があります。

*：巻末用語解説一覧表を参照

3 ふるさと意識の醸成

(1) 文化活動の推進

ふるさと学習「みずほ学」を教育課程に位置付け、地域の人材、資源を活用し特色ある教育活動を実施することで郷土の歴史、文化などへの理解を深めることができました。

郷土資料館などにおいて古文書講座や郷土歴史講演会、企画展などを実施し、郷土への理解促進につながりましたが、地域の人材が不可欠で、人材確保が当面の課題となっています。

文化活動において顕著な成績を収めた個人や団体を文化賞として表彰し、文化振興につなげました。

(2) 環境学習の実施

農業委員会が主催である町内在住者や町内在住の小学生とその保護者を対象とした町の農業を体験する「農ウォーク」を実施しました。

各学校においては、地域の実態に合わせた自然や環境などへの取組を実施しました。

このような学習活動は、継続して実施することにより、自然や環境に対する理解が深まり、ふるさとに対する愛着につながります。

(3) 文化財保護意識の高揚

郷土資料館では町の歴史や文化など多くの魅力を知っていただくため、常設展示室での展示のほか様々な企画展を実施しています。また、隣接する耕心館でも企画展示を実施し、文化や歴史などに触れる機会を提供しています。

今後の課題は、町の歴史や文化を今以上に知っていただくための事業を企画・実施していくことが必要です。

第3節 自主的な学習活動への支援

1 生涯学習の普及・啓発

(1) 生涯学習に関連した情報誌等の作成

生涯学習の普及・啓発のため、情報誌などを作成し、「いつでも・どこでも・誰でも」学習に取り組むことができる体制を整えています。社会教育課では生涯学習推進団体のパンフレット、郷土資料館では郷土の歴史や文化財に関する冊子を作成するなどして、周知をはかっています。

(2) 交流・コミュニケーションの促進

生涯学習関係団体が交流できる機会の提供については、現在、方法などについて研究・検討を行っています。後期計画期間では、団体間でコミュニケーションをはかり、それぞれの団体の活動に生かせるような情報共有などをはかります。

多世代交流センターMIZCULでは、多世代が交流し、互いにつながり、自分の居場所と感じられるような施設運営を推進していきます。

2 人材の養成・活用・支援

(1) 人材の養成・活用・支援

住民の生涯学習をささえる新たな人材の育成支援を行うとともに、次世代の地域のリーダーの育成をはかるための取組を実践してきました。

ジュニアリーダー養成事業は、令和6年度では年6回の開催で延べ78名の参加がありました。この事業は継続した実施により人材育成がはかれるため、引き続き実施していきます。

総合人材リストは、新規登録や活用の実績が少ない状況が続いています。引き続き、制度内容を地域の様々な場で周知していきます。

(2) ボランティア活動の推進

町内の様々な場面でボランティアが活躍しています。瑞穂町社会福祉協議会で開催しているボランティア養成講座や町内小学校での認知症サポーター養成講座など、ボランティアへの理解を深めることができました。

ボランティア活動に関心はあるが、どのような活動があり、どうやって始められるのかがわからないという声も聞かれるため、様々な方法で周知をはかる必要があります。

3 団体・グループ・サークル等の支援

(1) 自立に向けた支援

187団体の生涯学習推進団体、16の老人クラブ、その他福祉団体など、多くの団体が町内で自主的に活動しています。各団体それぞれ状況に違いはありますが、それぞれの団体に合わせた支援を継続していくことが必要です。

(2) 協働による事業の実施

生涯学習まちづくり出前講座や住民提案型協働事業、また、こどもフェスティバルや総合文化祭など、住民と町が協働して多くの事業を実施してきました。それぞれの事業を継続して実施するとともに、活用が少ない生涯学習まちづくり出前講座については、さらなる周知をはかっていきます。

(3) 情報交流の促進

社会教育関係団体、文化団体、生涯学習推進団体などの情報交換や交流は一部の団体のみとなっています。

こどもフェスティバルや総合文化祭協力団体については、実行委員会内で情報交換や交流ははかられています。今後は、多くの団体の情報交換・情報共有の促進をはかります。

4 スポーツ活動の推進

(1) 地域スポーツ活動の普及・実践・推進

地域で活動する総合型地域スポーツクラブを支援し、自主運営の推進をはかりました。

瑞穂町スポーツ賞として、スポーツ競技において顕著な成績を収めた方を総合文化祭開会式で表彰し、住民にスポーツへの関心を促し、自らが楽

しみ、健康増進をはかれるよう、スポーツ活動を推進しています。

(2) スポーツを通じた交流の促進

スポーツフェスティバルや駅伝競走大会を開催し、スポーツを通して、参加者同士はもとより、地域の方々にも協力いただき、地域コミュニティの絆を強めることができました。

ただし、両事業とも運営には多くの方の協力が必要なため、人員の確保が大きな課題となっています。

第4節 生涯学習に寄与する図書館の利活用

1 誰もが快適に利用できる新たな空間

(1) 図書館改修事業の推進

図書館改修工事基本計画に基づき改修を行い、令和4年3月に図書館がリニューアルオープンしました。また、改修後の図書館が利用者の新たな交流の場となるため、図書館ファンクラブや自主団体との協働事業を実施しました。

(2) 利用者の利便性の向上

リニューアルした図書館は、バリアフリーやユニバーサルデザイン*などに配慮した施設となりました。また従来の図書分類を超えて、日々の暮らしに近いテーマや地域性に根ざしたテーマに沿って本や資料を配置するテーマ配架を導入しました。あわせて利用者がより手に取りやすくなるよう配置換えも随時行っています。

2 生涯学習を支援する調べ学習*機能の充実

(1) もとめて学び、学んで活かす活動の実施

図書館を使った調べる学習コンクールを実施してきました。図書館資料を活用し、身近な疑問を調べ、まとめ、発表するという一連の学習を通して、課題解決力を育成し、図書館の利用価値を学ぶことができ、毎年多くの作品の応募があります。

*：巻末用語解説一覧表を参照

(2) 読書の機会の提供

図書館で除籍した図書のリサイクルを積極的に行い、保育園、幼稚園、小・中学校や公共施設などへの配布を優先し、その後、一般の方への無料配布を実施し、再利用につとめています。

来館が困難な高齢者などを対象とした本の宅配サービスを令和4年4月から実施し、利用回数、貸出冊数は年々増えています。

3 様々な媒体の図書館資料の活用

(1) 蔵書の充実

住民の生涯学習を支援するため、リクエストに応えながら、様々な分野、様々な媒体による蔵書を充実させてきました。

(2) デジタル化した資料の利活用

「瑞穂町史」や「わたしたちの瑞穂町」をはじめとした図書や、町に関する画像や音声、動画などの資料をデジタル化し、ホームページで公開しています。

第5節 生涯学習推進体制の整備・評価

1 生涯学習推進体制の整備

(1) 生涯学習推進組織の充実

町の生涯学習の拠点となる生涯学習センターでは、各関連施設と連携するとともに、生涯学習に関する情報の提供や事業を実施し、生涯学習を推進しています。また、多くの生涯学習推進団体の活動拠点としての役割も果たしています。

(2) 生涯学習関連機関との連携強化

生涯学習関連機関との連携では、地区青少年協議会や青少年問題協議会などの場で、地域や関係機関と情報共有をはかり、連携を強化しました。

4 生涯学習の課題

今日の社会情勢は、少子高齢化がすすみ、インターネット、携帯電話、スマートフォンなどの情報通信技術の進展に伴い、住民生活に大きな影響を及ぼしています。地域教育力の低下、地域コミュニティの衰退などの問題も生じています。

町でも高齢化がすすみ、高齢化率は令和7年10月現在で30.2%と年々確実に上がっています。また、全国的にみても同様で町でも町内会・自治会や子ども会、老人クラブの加入者は減り、地域コミュニティが希薄になりつつあります。地域のつながりの希薄化などによって、異なった世代間の交流が少なくなってきました。このような状況の変化のなか、人と人とが交流できる場の提供や、住民と行政との協働を目的とし、高齢者福祉センター寿楽を改修し、多世代交流センターMIZCULを開設しましたので活用の促進が必要です。

町では、福祉や環境問題、地域課題に関する講座や教室などを実施していきませんが、高齢者の学習やリカレント教育*の機会も考慮しつつ、そのPRをはじめ、様々な世代がより参加しやすい事業を展開する必要があります。また、各種講座や教室などで学習したことを、住民がボランティア活動などで生かせる仕組みや事業について、引き続き研究、改善が必要です。

また、令和2年2月頃からはじまった新型コロナウイルス感染症の流行により、コミュニティが希薄化し、町の生涯学習活動にも様々な影響がありました。一方で、感染症流行の経験が、新たな価値観や学びのかたちとして、自己完結型の趣味の増加やオンラインサービスの充実、リモートワーク・オンライン授業など、直接人とかわらない生活様式を生み出すという側面もありました。計画では、これらの経験を生かしながら、生涯学習をすすめていく必要があります。

*：巻末用語解説一覧表を参照

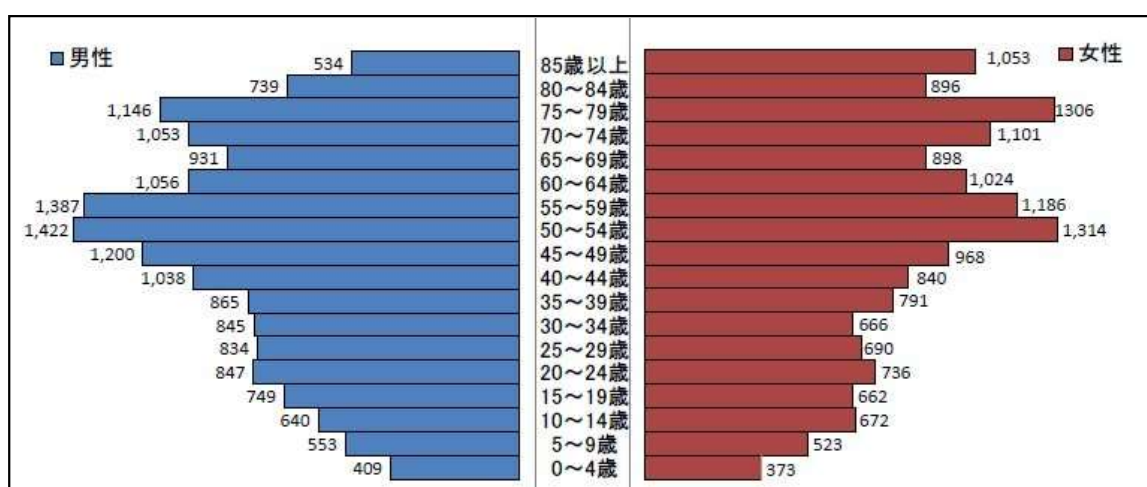
【瑞穂町年齢別人口 令和7年10月1日現在】

	19歳以下	20～39歳	40～59歳	60歳以上	計
男	2,351	3,391	5,047	5,459	16,248
女	2,230	2,883	4,308	6,278	15,699
計	4,581	6,274	9,355	11,737	31,947

【加入状況】

- ・町内会・自治会加入率 32% (令和7年4月1日現在)
- ・子ども会加入者数 551人 (令和7年9月1日現在)
- ・老人クラブ加入者数 660人 (令和7年6月1日現在)

【男女別／瑞穂町5歳階級別人口構成 令和7年10月1日現在】



5 生涯学習の推進

瑞穂町教育委員会は、令和8年度からスタートする第5次長期総合計画後期基本計画にあわせ、これまでの生涯学習推進計画を骨子に関連する部署などから意見を聴き、見直しをはかりました。第5次長期総合計画の基本目標のひとつである「豊かなところを育むまち」では、後期計画策定後も各分野の連携を強化し、全庁を挙げて引き続き取り組んでいきます。

生涯学習は、子どもから高齢者まで全ての住民が「いつでも・どこでも・誰でも」自由に学習でき、その成果を活かすことのできる社会づくりをめざしています。そのためには、引き続き学習機会の提供や環境整

備を推進する必要があります。各種講座、「まちづくり出前講座」や「総合人材リスト」など既存事業について現状に合わせ見直し、より住民の視点に立った事業内容を展開します。また、住民と町が協働し、生涯学習の観点から地域づくりや地域の教育力の向上を推進します。

施設面では生涯学習センター、スカイホール、郷土資料館「けやき館」、耕心館、図書館、元狭山ふるさと思い出館、町民会館、3か所ある各コミュニティセンター、MIZCULなど既存施設を活用し事業を推進します。今後、社会情勢や人口構造の変化をふまえ、町内で公共施設の適正な配置と効率的な管理運営をめざし、必要な住民サービスを確保した上で、整理統合や除却、施設使用料について受益者負担の適正化なども含め検討が必要です。大規模改修や建替えなどを検討する場合には、町財政状況を勘案しつつ、クラウドファンディング*やネーミングライツ*、PPP/PFI*などを活用した公共サービスを研究します。また、各施設の老朽化がすすんでいる現状をふまえ、施設ごとに適切な維持管理につとめるとともに、利活用も含め今後のあり方について検討していきます。

生涯学習社会の実現に向け「あらゆる年齢における学びあい」、「生涯学習の場と機会の提供」、「自主的な学習活動への支援」、「生涯学習に寄与する図書館の利活用」、「生涯学習体制の整備・評価」を基本方針とし、「住民の担う役割と行政が担う役割」を検証しつつ推進します。

*：巻末用語解説一覧表を参照

第 2 章 計画の基本的な考え方

第 1 節 計画の目的

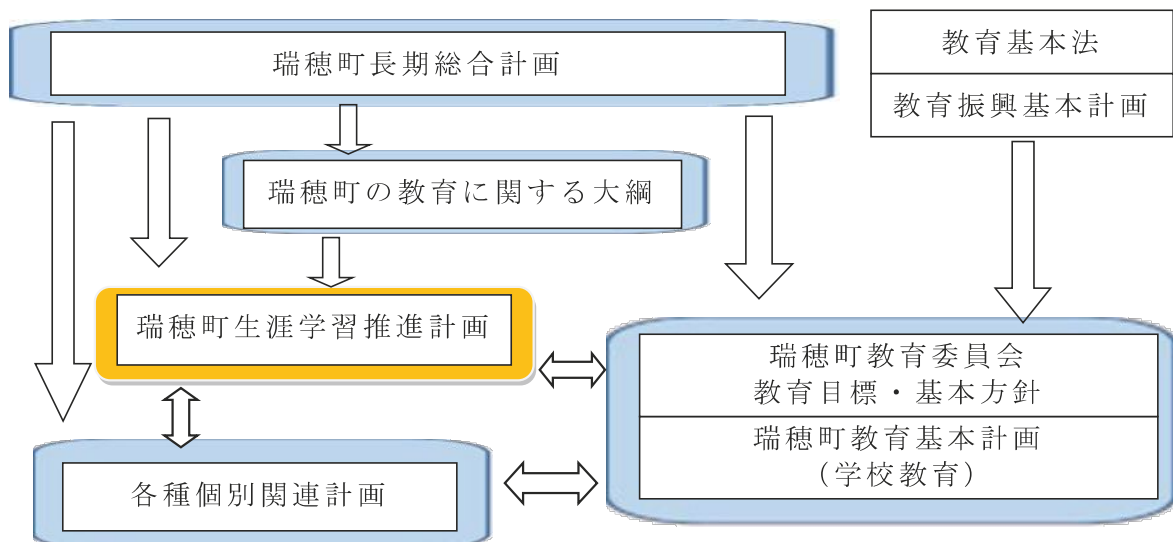
この計画は、住民の誰もが、生涯にわたって、自由に学習する機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に活かすことのできる「生涯学習社会」の実現をめざして策定したものです。

計画の推進にあたっては、「豊かなこころを育むまち」づくりを基本方針として、住民の担う役割と行政が担う役割を検証しながら、住民とともに全庁を挙げて取り組みます。

第 2 節 計画の位置付け

この計画は、第 5 次長期総合計画後期基本計画を上位計画とします。加えて、第 4 次長期総合計画から引き継がれた基本理念である「自立と協働」を念頭に、基本目標のひとつである「豊かなこころを育むまち」を具現化するために策定する個別計画です。

町の生涯学習を推進するために、学校教育、スポーツ、読書、保健福祉など、町の各分野における個別計画との整合をはかるとともに、瑞穂町社会教育委員の会議からの意見などをふまえ、町における生涯学習に関する施策全般を位置付けるものです。また、「誰もが気軽に話し、地域やグループなどに参加できるコミュニティの実現」、「地域問題の解決をはかるために、地域や様々な団体などとのネットワークづくり」、「住民団体の自立化と町職員の意識改革をはかり、既存の活動や新たな事業の協働による展開を検討する」など、取り組むべき具体的な内容を示します。



第3節 計画の期間

この計画の期間は、第5次長期総合計画との整合をはかるため、令和3年度から令和12年度までの10年間としています。社会経済情勢の変化などにあわせて、前期5年間終了時に見直しをしたものです。

第4節 計画の評価

本計画の達成状況については、住民の生活や社会的状況の変化に柔軟に対応するため、各事業について毎年度評価し、計画期間の中間年である令和7年度に中間評価を行い、今回の改定に合わせ各部署の取組や現状を反映しました。本計画の最終年度には総括的な評価を実施します。具体的な評価については、関連部署で評価の後、社会教育委員などが2次評価を実施します。また、進捗管理については教育部社会教育課が行います。

第5節 計画の将来

本計画の前期5年間が終了し、子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも気軽に学習できる環境が整備され、その成果を生かすことのできる仕組みが整いつつあります。

引き続き計画を推進することで、より多くの人々が文化・芸術や趣味の活動や、年齢や体力に応じたスポーツに親しむことにより、人と人との交流及び地域と地域との交流が盛んになり、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合い、多様性を受け入れることができる心豊かな社会となっていきます。

第 3 章 生涯学習推進施策の体系

第1節 基本的な考え方

町が実施している生涯学習関連の諸事業を体系化し、住民などが自ら望んで文化的教養などを高め得る環境や、学習の成果を地域社会の発展やボランティア活動に生かせるような条件整備をめざします。また、住民をはじめ各種団体及び関連機関などとの連携と協働により、諸施策の効果的な展開をはかっていきます。

第2節 推進計画の基本方針

1 あらゆる年齢における学びあい

生涯にわたって自由に学び、住民一人ひとりが、自らの能力や資質を最大限に発揮し、自己実現をはかることができるよう、あらゆる年齢において、個性を尊重した生涯学習を支援します。また、学校・家庭・地域との連携により、地域社会全体で協力しながら、子育て支援や青少年の健全育成に取り組んでいきます。

2 生涯学習の場と機会の提供

学習活動やスポーツの場を確保することは、講座、講習会、研修会などの学習機会の提供や、団体・グループ・サークルなどによる主体的、継続的な学習活動を支援するために必要です。住民の学習活動場所が近くであり、簡単に利用できることで、気軽に学習・スポーツ活動に参加でき、学習を通じたコミュニケーションも高まります。また、国際化、高度情報化、高齢化などの社会の変化や性的マイノリティ*、国籍、障がいの有無などに配慮したインクルーシブ*な学習機会の提供は、住民の活力ある生活をささえるために効果があります。従来の社会教育事業を充実するとともに、関連部署との連携を促進して学習機会を提供します。

新型コロナウイルス感染症の流行を経験し、私たちは人と人とがつながり合うこと、お互いの立場や人格を尊重することの大切さにあらためて気づくことができました。一方で、感染症の流行により変化した社会構造や

*：巻末用語解説一覧表を参照

新たなデジタル技術などにより、これまでとは異なる学びの方法が生み出されています。

このように新たに起こる課題や技術に対応した生涯学習環境を整備していきます。

3 自主的な学習活動への支援

文化活動やスポーツなどの主体的・継続的な学習活動が活発に行われているほか、青少年健全育成や福祉、生活環境の向上などに関わる様々な分野での活動団体なども増えています。図書館では改修工事が令和4年3月に終了し、新しい機能を備え、新たな交流を生み出しています。また、高齢者福祉センター寿楽を改修した、多世代交流センターMIZCULでは高齢者間の交流だけでなく、様々な年代の交流が生まれています。

文化活動やスポーツなど、日頃の様々な学習活動の成果を発表する機会を充実させます。こうした行事が成果発表のみにとどまらず、参加した住民の新たな学習活動のきっかけとなるよう、参加者交流型の行事など学習機会の提供をめざします。

住民の自主的、自立的な学習を推進するため、団体・グループ・サークルなどの主体的・継続的な学習活動の支援、住民の企画、運営による学習機会の創出をすすめていきます。また、学習活動に必要な指導者の確保や生涯学習関連情報の提供をすすめるとともに、連携、交流を強化し、全ての住民が生き生きとしたまちづくりをめざします。

4 生涯学習に寄与する図書館の利活用

図書館は開館以来、貸出しによる資料提供サービスを中心に施設や蔵書構成などが整備され、世代を特定せず誰もが利用できる社会教育施設としての役割を担ってきました。

住民が図書館にもとめるものは社会の状況を反映して変化しています。図書館の基本機能である、資料の収集・整理・保存・提供といった従来のサービスに加え、住民の身近な疑問や課題を解決するための支援や、くつろいで読書や学習ができる自分の居場所としての役割も求められるように

なってきました。

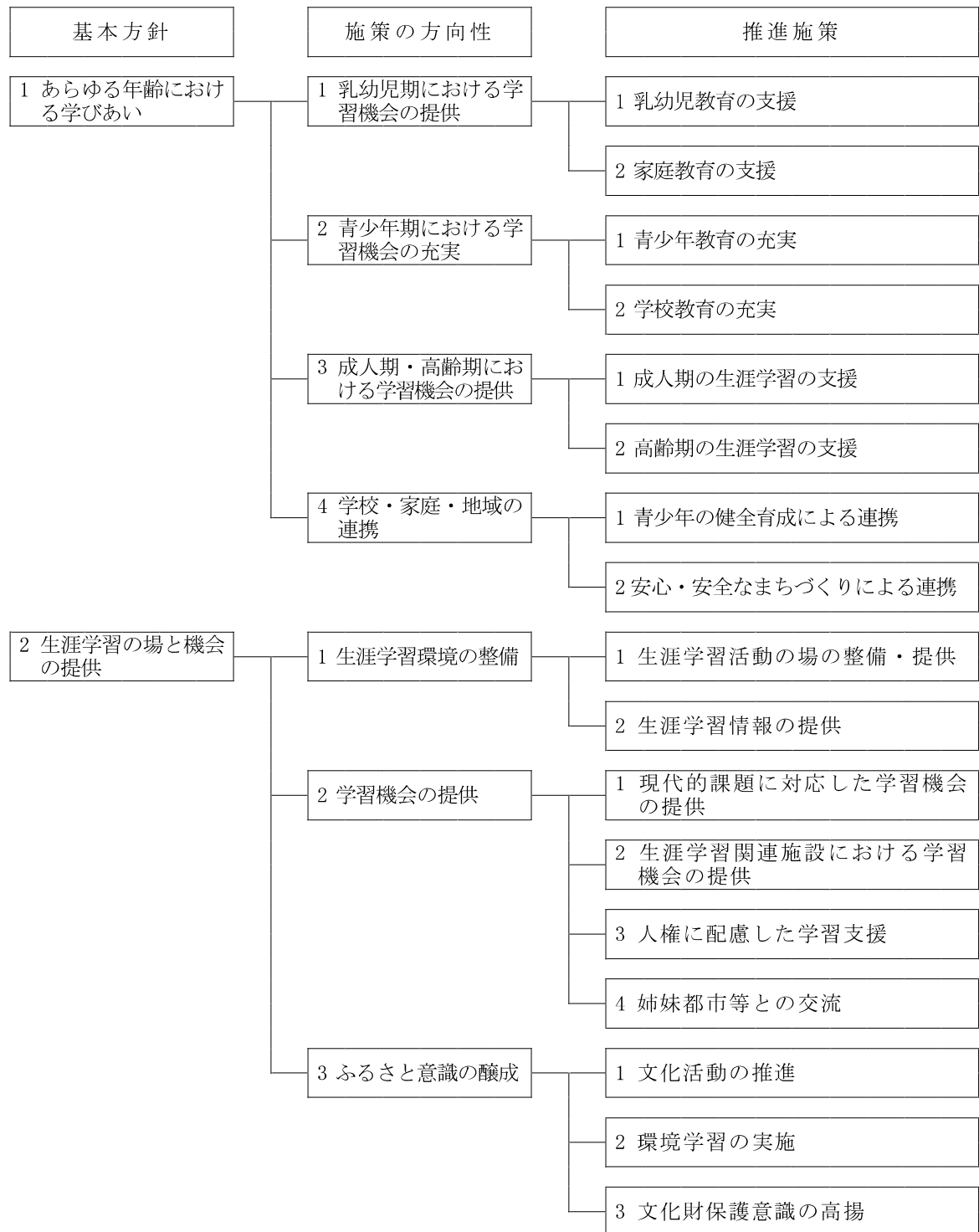
また、読書活動は世代を超えて言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、学びを深め、人生を豊かに生き抜く力を身に付けていく上で有効な手段であり、生涯学習の基本となるものです。

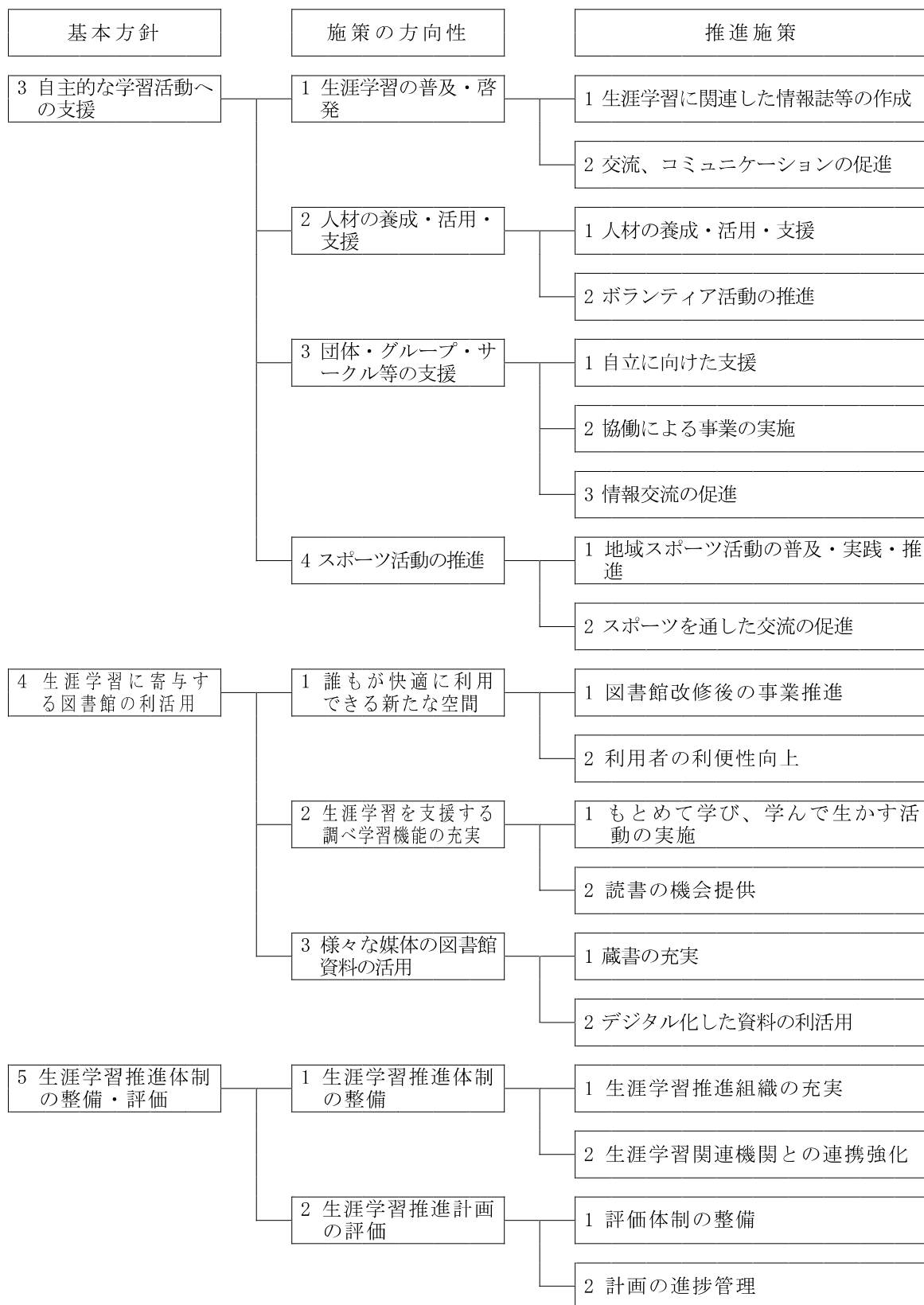
誰もが、いつでも、どこでも、気軽に読書や学習ができる環境が身近にあることは、住民の生涯学習をささえるために必要不可欠です。加えて、図書館事業や住民との協働によって生まれる多様な学習機会は、世代を超えた様々な交流が生まれることでより一層豊かなものになります。住民の生涯学習の場として図書館を利活用することで、生涯学習の推進をはかります。

5 生涯学習推進体制の整備・評価

住民の学習ニーズを的確に把握し、生涯学習を積極的に推進していくためには、教育行政だけではなく、町全体のひとつの大きな取組として推進する必要があります、その体制づくりがもとめられます。そのためには、行政内部において企画、調整、連携などが円滑に行うことのできる推進体制の確立と、あらゆる生涯学習関連施設と団体・グループ・サークルなどが連携・協働して、生涯学習活動の機会・充実をはかる必要があります。

第3節 生涯学習推進体制の体系



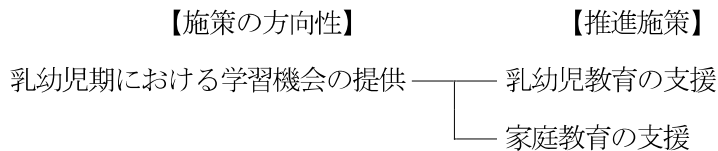


第4章 生涯学習推進の施策の方向性

第1節 あらゆる年齢における学びあい

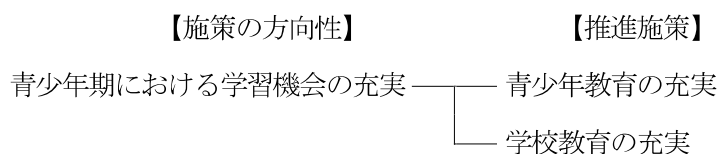
1 乳幼児期における学習機会の提供

家庭は、生涯学習の原点であり、全ての教育の出発点です。乳幼児期の子どもは、心身の成長・発達が急速にすすみ、その後の健全な成長・発達に影響を及ぼす非常に重要な時期です。この時期の子どもを持つ親は、育児を通じて地域とかかわり、親として成長する一方、子育ての負担が母親に集中しがちです。親子同士の交流の機会を設けるなど、子育て家庭が孤立することなく、安心して子育てができるように環境、場の提供につとめます。また、子育てにおける家庭教育の重要性についての普及・啓発活動につとめるとともに、家庭における教育機能の向上をはかるため、学習機会の支援などをしていきます。



2 青少年期における学習機会の充実

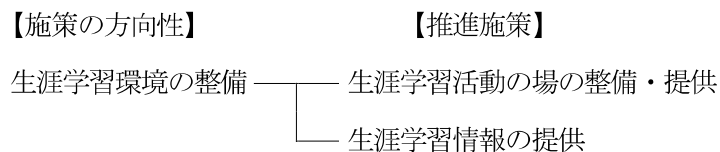
青少年期の子どもは、学校生活や交友関係において他者への思いやりや規範を学び、家族の支えのもとですこやかな心やからだを育み、正しい生活習慣を身につける時期です。児童期には、親子で一緒に参加する学習機会を充実するとともに、子どもを教育する立場である保護者の学習機会を提供します。青少年に関わる団体の連携を強化し、地域の教育力を高めます。青少年期の心と身体の健全な育成は、生涯における学習活動に大きな効果があります。体験活動、ボランティア活動を中心に、子どもたちが新たな時代を生き抜く能力、意欲、個性を育み、社会生活に役立つような学習活動・読書活動の普及啓発や推進をはかります。



第2節 生涯学習の場と機会の提供

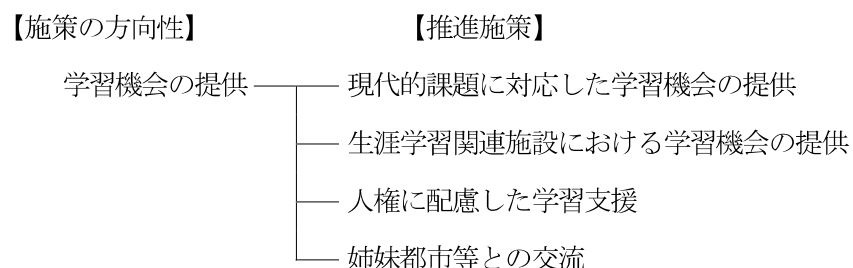
1 生涯学習環境の整備

生涯にわたり自身に必要な知識や技能、技術を学び、活用し、人生の可能性を広げて新たなステージで活躍するというサイクルを実現するためには、人生を豊かに生きられる環境を整備することが不可欠となります。住民の学習活動に関する施設、情報、人材などの条件を整備することは、生涯学習のためのまちづくりへとつながります。学習活動やスポーツの場の確保は、講座、講習会、研修会などの学習機会の提供や、団体・グループ・サークルなどによる主体的・継続的な学習活動を支援するために必要です。また、生涯学習を普及・啓発し、推進するためにも、生涯学習の現状を把握するとともに、生涯学習に関する情報を収集し、提供することが重要です。各施設の用途、設備や地域の人材を活かした講座・教室の充実をはかり、住民の学習機会や情報を提供することにより、「いつでも・どこでも・誰でも」学習できる環境の整備につとめます。



2 学習機会の提供

国際化、高度情報化、少子化、高齢化などの社会の変化から生じる多様な課題、いわゆる現代的課題や性に関する多様性による人権の問題などに対応した学習機会の提供は、住民の活力ある生活をささえるための手段となります。従来の社会教育事業を充実するとともに、関連部署との連携を促進し、社会の変化から生じる課題を解決するための学習機会を提供します。



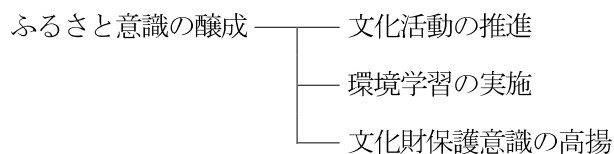
3 ふるさと意識の醸成

団体・グループ・サークルなどによる主体的・継続的な学習活動として、緑豊かな狭山丘陵や狭山池、残堀川など、町の資源を生かした活動を推進します。主要な文化活動の場であるスカイホールや文化・芸術の空間を提供する耕心館、町の歴史を次世代に伝えていくほか、自然や文化の拠点となる施設として整備された郷土資料館「けやき館」といった各施設では、優れた文化・芸術に親しむ機会の提供や、文化団体などが自立するための支援を行うことや文化財などの保存・継承や、歴史・自然・文化などのふるさとの良さを普及・啓発していきます。文化・芸術の振興として、耕心館と郷土資料館が一体となった、音楽や演劇、文化活動などの成果を発表する場の創出及び事業の充実をはかります。文化財などの保存・継承や、歴史・自然・文化などのふるさとの良さを伝えることで、小・中学生のふるさとに対する愛着、関心を向上させ、後世に引き継ぐことが重要です。

文化財保護については、指定文化財制度に加え、平成31年4月から貴重な有形・無形文化財の保護活用を目的とした登録文化財制度も新たに制定し、人々が生涯に渡り地域の文化財を慈しみ、保護活用する意識を醸成します。また、地域の歴史や自然、環境などをテーマとした学習団体が継続的な学習活動が展開できるように支援します。

【施策の方向性】

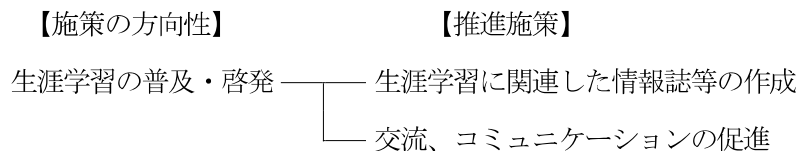
【推進施策】



第3節 自主的な学習活動への支援

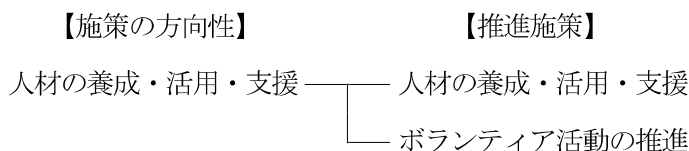
1 生涯学習の普及・啓発

生涯学習は、人間の生涯を通じた学習活動全般にわたる幅広い概念です。生涯学習は、知識、教養、趣味などを含め、社会生活全般に渡り、より豊かな生活の向上をめざした欲求のなかから生まれ、育まれます。生涯学習は、特定の住民を対象にしたものではなく、子どもから高齢者まで、全ての住民に関わるもので、自分を高める学びの姿勢が生涯学習です。この生涯学習が「いつでも・どこでも・誰でも」できることを、より多くの住民が意識し、主体的・継続的に展開できるよう普及、啓発します。



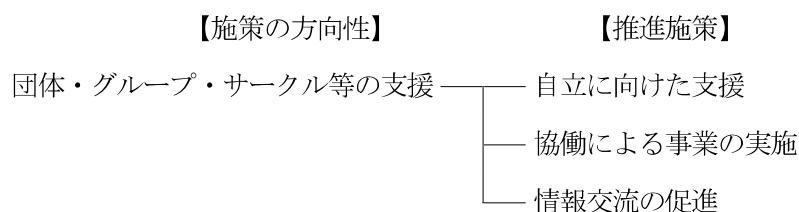
2 人材の養成・活用・支援

社会情勢の変化に伴い、学習の形態も多様化し、より多彩で高度なものが求められています。幅広い年齢層が学びを通して地域にかかわり、交流し、地域に居場所をつくるとともに、今後の地域を担いゆく将来世代を育むための仕組みが必要です。住民の生涯学習をささえる新たな人材を発掘し、育成支援していくとともに、生涯学習活動の担い手となるよう、リーダーの育成を行います。加えて、多彩な知識や技能を持つ人材の積極的な活用をはかり、住民、団体、大学や企業などと町の連携・協働による新たな交流や人材育成、地域社会の活性化による生涯学習のまちづくりを推進します。また、生涯学習推進にあたる町と学習者との新たなパートナーシップ（関係づくり）を確立します。



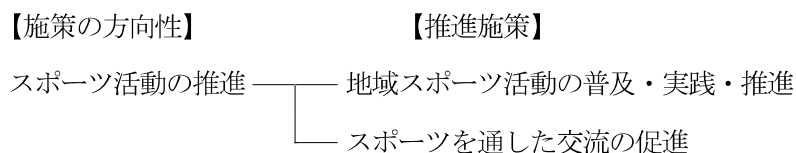
3 団体・グループ・サークル等の支援

団体・グループ・サークルなどの学習活動は、仲間づくりやコミュニケーションを促進することにより、効果的な学習活動の展開が期待されます。このような学習活動を通し、生涯学習への認識が変わり、教育という講師と受講者の関係から、共に育ついわゆる「共育」へと学習内容も高まります。学習活動は、団体・グループ・サークルなどによるものが継続的なものになります。社会教育関係団体や生涯学習を展開する団体・グループ・サークルなどによる学習活動を地域の生涯学習推進の核として、生涯学習によるまちづくりへとつなげていきます。また、各団体の状況や活動内容を注視しつつ、活動支援をすすめるとともに、支援の在り方について、研究をすすめます。



4 スポーツ活動の推進

体を動かし、汗を流すことは、現代社会において、健康の維持・増進、リフレッシュ、運動不足の解消やストレスの発散、生活習慣病の予防などに対して効果があるといわれています。健康は、継続的な生涯学習活動を展開する原点であり、より多くの住民が健康であるために、子どもから高齢者まで、また、障がいの有無にかかわらず生涯にわたって日常的にスポーツ活動を楽しみ、スポーツを通じて社会への参加や、仲間や地域のコミュニティとの絆を強めることができるよう、スポーツ活動を推進します。

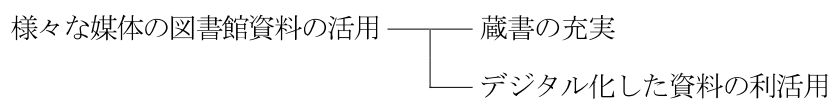


3 様々な媒体の図書館資料の活用

図書館では住民の文化、教養、調査、研究に寄与するために蔵書の充実をはかっています。また、紙資料以外に、視聴覚資料としてのCDやDVD、インターネットから閲覧できるデジタル化された地域資料などを用意しています。加えて改修に伴い、Wi-Fi環境を整備することにより、様々な情報源に触れる機会を提供しています。図書館を活用することで多様化する学習形態への対応が可能となるように資料の充実を推進します。

【施策の方向性】

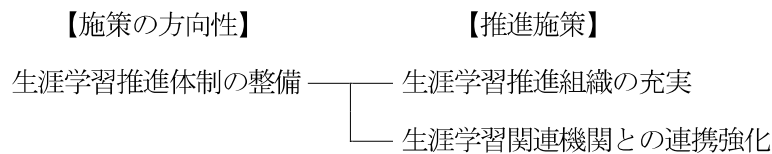
【推進施策】



第5節 生涯学習推進体制の整備・評価

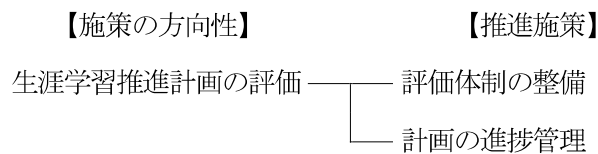
1 生涯学習推進体制の整備

誰もがいつでもどこでも気軽に学習できる環境の整備を行うとともに、生涯学習推進団体の自立した活動の支援を継続します。また、支援制度は住民が制度を理解して活用する必要があります。町は住民の視点に立ち、生涯学習を推進する体制を整備します。



2 生涯学習推進計画の評価

第5次長期総合計画後期基本計画の基本目標のひとつである「豊かなこころを育むまち」の実現に向け、評価体制を構築していきます。事業については、各課と連携し進捗状況を管理するとともに、社会教育委員*の会議に諮ることによって評価していきます。



*：巻末用語解説一覧表を参照

第5章 生涯学習推進への具体的施策

1 あらゆる年齢における学びあい

1 乳幼児期における学習機会の提供

(1) 乳幼児教育の支援

事業名	事業概要	所管または関連団体
保育所子育てひろば事業の実施	地域の認可保育所などを利用していない親子などに保育所を開放し、定期的な保育所体験、保育所入所児童との交流、児童の発達状況の確認、保護者への相談・助言を通じて子育て家庭の支援を行います。	子育て応援課
子育て支援事業の実施	乳幼児と保護者を対象に、定期的に乳幼児の集団遊びや親同士の交流の機会を提供します。乳幼児のより良い成長と、親が子育てについて学び、成長することを目的とします。	子育て応援課
おはなしの会の開催	幼児期の読書活動を促進するための読み聞かせを、図書館及び各地域図書室で開催します。	図書館
母子保健事業の機会を通じた乳幼児期の読書活動の支援	母子保健事業に参加する乳幼児とその保護者に対して、乳幼児ブックスタート*や、絵本の読み聞かせなどを行い、乳幼児期から本に親しむ環境を整え、子どもの発達段階に応じた適切な選書ができるよう支援します。	子ども家庭センター課 図書館

(2) 家庭教育の支援

事業名	事業概要	所管または関連団体
男性の育児参画	父親の子育てなど、育児参画への意欲が年々高くなってきているなか、男女共同参画社会の実現に向け、父と子どもで参加しやすい教室を実施し、父親の育児参画を促進します。	子ども家庭センター課
乳幼児向け事業の開催	参加者同士の交流及び家庭における子どもとのコミュニケーションの手段を学ぶことを目的として、乳幼児とその保護者を対象とした手遊びやお話し会を開催します。	子育て応援課
子ども家庭センター事業を通じた家庭教育の支援	子ども家庭支援センター・子育て世代包括支援センターの事業を通じ、家庭教育に必要な知識の提供や子育て世代の情報共有の推進、相談の場の提供を行います。	子ども家庭センター課
家庭教育・親子体験教室の推進	乳幼児とその保護者を対象とし、親子体験教室や子育て支援講座など、家庭教育に関する学習活動への普及啓発や推進をはかります。	社会教育課 関係課
読書講演会や講座の開催	図書への関心を高め、読書活動を推進するため、読書講演会や講座を開催します。	図書館

*：巻末用語解説一覧表を参照

2 青少年期における学習機会の充実

(1) 青少年教育の充実

事業名	事業概要	所管または関連団体
ジュニア研修事業の実施	小学5年生から18歳までの青少年を対象に、学校ではできない自然体験を通して、他校の子どもと交流をはかり、協力して作業を行うことで、協調性や社会性を育みます。	社会教育課
ジュニアピアノコンテストの開催	ピアノ演奏を通じて、生涯、音楽を心の友とする健全で情操豊かな人間性を形成します。	図書館
ニューススポーツ教室の開催	誰もが楽しく参加しやすいニューススポーツを世代ごとに交流を通して、社会性や基本的ルールを身に付けることを目的に実施します。	社会教育課

(2) 学校教育の充実

事業名	事業概要	所管または関連団体
豊かな体験活動の充実	総合的な学習の時間や特別活動における体験活動などの学習時などに、地域の専門家や職業従事者に依頼して学習活動を支援します。中学生の職場体験活動においては、公共機関などの協力の基に実施します。	教育指導課
日本語指導の充実	日本語指導教員の配置、日本語を指導する教員を希望校へ派遣し充実をはかっています。	教育指導課
学校図書館との連携	小・中学生の読書活動を促進するため、学校図書館と連携します。また、朝読書への協力など、学校への支援を推進します。	図書館

3 成人期・高齢期における学習機会の提供

(1) 成人期の生涯学習の支援

事業名	事業概要	所管または関連団体
二十歳を祝う会第二部の実施	対象となる二十歳を迎える方から募集した実行委員の企画運営により、二十歳を祝う会第二部を開催できるよう支援します。	社会教育課
多世代交流センター事業の実施	多世代交流センターMIZCULでは、指定管理者による子育て世代、成人期向けの趣味・教養、健康づくりなどの各種講座・イベントを実施します。	高齢者福祉課

(2) 高齢期の生涯学習の支援

事業名	事業概要	所管または関連団体
高齢社会対応事業の実施	50歳以上を対象とし、地域の人材を活用して、高齢社会に対応した学習機会を提供します。	社会教育課
多世代交流センターMIZCULでの高齢者福祉センター事業の実施	高齢者福祉センター（多世代交流センターMIZCUL内）で生きがいづくりの事業を推進します。指定管理者による趣味・教養、健康づくりなどの各種講座を実施するとともに、高齢者の自主グループの活動を支援します。	高齢者福祉課
介護予防事業の実施	介護予防となる体操教室の実施や、自らがリーダーとなって活躍する人材育成のため、「リーダー養成事業」を実施し、地域の活躍の場を推進します。	高齢者福祉課
移動支援事業の実施	高齢者や障がい者（児）が、円滑に外出することができるよう支援する事業です。余暇活動など、社会参加のための外出などが対象です。	福祉課

4 学校・家庭・地域の連携

(1) 青少年の健全育成による連携

事業名	事業概要	所管または関連団体
あすなる児童館子どもまつりの開催	子どもの主体性を伸ばす活動と位置付け、子どもスタッフを募集し、企画・運営に参加し、楽しいイベントを創り出します。	子育て応援課
学校運営連絡協議会の開催	学校教育についての理解を深め、児童・生徒の健全育成をはかるため、地域、関係機関、学校との連絡協議会を通して、それぞれの役割に基づいた取組を実践します。また、コミュニティ・スクール*の導入に向け、研究を進めていきます。	教育指導課
青少年問題協議会の開催	青少年に関する諸問題を総合的に調査検討し、その対策の重点的な実施を促進します。	社会教育課
地区青少年協議会活動への支援	青少年の健全育成のため、地域の実情を把握し、防犯パトロールや青少年健全育成事業など、効果的な活動に対して支援します。	社会教育課
青少年の主張意見発表会の開催	次代を担う青少年が意見を発表する場を提供します。また、発表を通して、伝える力と表現力の向上をめざします。	社会教育課
青少年健全育成事業の実施	小学生から高校生までを対象とし、地域の人材などを活用して、生涯にわたる学習活動の基礎を培う場を提供します。	社会教育課
瑞穂町子ども会連合会への支援	子どもの健全育成を促し、異年齢の子どもたちが集団で活動するなかで、共同・友愛・奉仕などの精神を養い、社会性を身に付けることをめざします。	社会教育課

*：巻末用語解説一覧表を参照

児童館事業の実施	スポーツ、読書、創作など自由な活動を見守り、助言します。スポーツ、料理、工作などの教室を開き、友達との交流を深めます。定期的な行事やお楽しみ会、鑑賞会などを行います。	子育て応援課
放課後子ども教室の実施	放課後の小学校などを活用し、地域の方々の参画を得て、体験や交流活動を通して、子どもたちが地域社会のなかで心豊かですこやかに育まれる居場所づくりを推進します。	社会教育課

(2) 安全・安心なまちづくりによる連携

事業名	事業概要	所管または関連団体
防災訓練の実施	災害に対し迅速かつ的確に行動が取れ、防火・防災意識の高揚や地域における防災行動力を向上させるため、住民、自主防災組織などの参加のもと、地震災害などを想定した防災訓練を実施します。	安全・安心課
自主防犯活動の推進	安全な地域社会実現のため、防犯協会や町内の自主防犯組織など関係機関と連携し、防犯活動を行います。活動では、通学路や公園での声掛けやパトロールなど、子どもの見守り活動を行います。	安全・安心課
交通安全推進協議会の活動	交通安全思想の普及徹底をはかるため、交通安全運動やイベントにおける街頭指導、広報活動を行います。また、児童・生徒に対し、交通事故防止と命の大切さについて指導するため交通安全教室を実施します。	安全・安心課
学校での避難訓練の実施	避難訓練を実施することにより、児童、生徒への防災意識の高揚をはかります。また、中学校区ごとに合同避難訓練を実施します。	教育指導課
地域見守りネットワーク協定	民間事業者などの日常の業務において、町内の高齢者などに対して何らかの異変を発見した時に情報提供を行う協定を締結しています。今後も協定の内容を推進することで、見守り体制の強化をはかります。	高齢者福祉課

2 生涯学習の場と機会の提供

1 生涯学習環境の整備

(1) 生涯学習活動の場の整備・提供

事業名	事業概要	所管または関連団体
学校施設の開放	小・中学校の体育館などの施設を、夜間や休日などに住民に開放し、スポーツなどの場を提供します。	学校教育課 社会教育課
生涯学習関係施設の管理・運営等	各施設の講座や教室の充実により、住民の学習機会や交流の場として有効活用をはかります。また、計画的に保守点検や修繕を行い、利用者が使いやすいよう整備します。	施設担当課
指定管理者制度*、PPP/PFIの導入	生涯学習関連施設において、指定管理者制度やPPP/PFIについて検討、導入をはかるため調査及び研究を行い、施設の管理の効率化及びさらなる事業の普及・促進をめざします。	施設担当課
生涯学習センターの利用	生涯学習推進団体の活動、また、放課後子ども教室・子ども会活動など、各種活動への支援を行います。	社会教育課
図書館相互利用	瑞穂町を含めた西多摩地域8市町村及び武蔵村山市に在住する者について、行政区域を越えた図書館の相互利用を行います。	図書館

(2) 生涯学習情報の提供

事業名	事業概要	所管または関連団体
広報みずほの発行	広報紙のなかに「情報倶楽部」の紙面を設け、町内で活動している団体・グループ・サークルなどの情報を提供します。	デジタル推進課
町ホームページの運営	情報の即時性が高く、いつでもどこでも閲覧可能な町ホームページを活用し、より見やすくわかりやすい生涯学習情報を提供します。	デジタル推進課
みずほの教育の発行	教育委員会の情報を提供する広報紙を、年3回発行します。	学校教育課
教育委員会ホームページの運営	教育委員会の情報をわかりやすくホームページで提供します。	学校教育課
図書館の利用促進のためのPR	住民の生涯学習の拠点として、図書館の利用を促進するための各種広報を実施します。広報みずほ、図書館や町ホームページを活用するほか、みずほの教育で図書館をPRします。	図書館
図書館ホームページの運営	ウェブサイトを活用し、図書館の事業や新着案内を情報提供しています。図書館ホームページ上で利用者のリクエストを受け付け、人気の高い本や利用者の関心のある本などの傾向を把握し選書などに活用します。	図書館

*：巻末用語解説一覧表を参照

文化財だよりの発行	文化財保護意識の啓発をはかるため、文化財保護審議会の活動報告や郷土歴史講演会の内容などを中心に、文化財だよりを年1回発行します。	図書館
郷土資料館及び耕心館ホームページの運営	郷土資料館及び耕心館で実施する講演会や企画展、また、貸室の利用案内などの情報を提供しています。	図書館
青少年委員だよりの発行	町の青少年委員の活動について情報を提供する広報紙を、年2回発行します。	社会教育課
スポーツ推進委員活動の報告	町のスポーツ推進委員協議会の活動についてイベント告知や実施報告など、町のホームページ等で情報提供します。	社会教育課

2 学習機会の提供

(1) 現代的課題に対応した学習機会の提供

事業名	事業概要	所管または関連団体
レファレンスサービス*の実施	利用者の調べものや読書相談に対応します。	図書館
健康づくり推進委員会活動の推進	健康づくり推進委員会活動においては、各地区から推薦を受け委嘱された委員に健康づくりについての学習機会を提供するとともに、委員が地域で学習成果を活用できるよう、活動を推進します。	健康課
健康講座等の開催	生活習慣病予防の講座などを開催するほか、住民からの要望に応じて、健康教育を実施します。	健康課
健康診断・体力テストの実施	健康診断・体力テストを通して、自己の健康や体力について関心をもち、生涯に渡り健康な体づくりに対する知識・理解を深め、実践する意欲を育成します。	学校教育課 教育指導課

(2) 生涯学習関連施設における学習機会の提供

事業名	事業概要	所管または関連団体
団体への図書の貸出	学校や関係団体へ図書の団体貸出を実施します。	図書館
小地域福祉活動の推進	誰もが気軽に立ち寄れる憩いの場として、地区会館やコミュニティセンターなどの地域資源を有効に活用し、高齢者・子育て・障がい者向けのサロンなどを住民とともに企画し、運営を支援していきます。	社会福祉協議会 (福祉課)

* : 巻末用語解説一覧表を参照

(3) 人権に配慮した学習支援

事業名	事業概要	所管または関連団体
男女共同参画社会の推進	あらゆる場での男女共同参画社会形成及び多様性を尊重する意識醸成に向けた施策を推進します。	協働推進課 関係課
人権啓発活動の推進	人権啓発活動を通して、住民一人ひとりの人権に対する意識を高めます。また、人権擁護委員及び法務局(国)と連携して人権尊重をすすめます。	協働推進課
人権教育の推進	自己及び他者の命を大切にするとともに、思いやりをもち、互いが心地よく生活できるよう、人権課題に対する知識・理解を深めることを通して、偏見や差別のない社会づくりをはかります。	教育指導課
交流教育の推進	障がい者との交流を通して、障がい者に対する理解をはかるとともに、思いやりや適切な支援などの意識を醸成し、偏見や差別などを払拭します。	教育指導課
福祉教育の支援	福祉全般や障がいに対する理解を深め、偏見や差別がなくなるよう、学校や地域イベント及び地域懇談会などにおいて、ボランティアや障がい当事者に講師を依頼して、体験談を話したり、体験学習を行います。	社会福祉協議会 (福祉課)

(4) 姉妹都市等との交流

事業名	事業概要	所管または関連団体
国際交流事業の研究	姉妹都市であるアメリカ合衆国モーガンヒル市との交流について、交流事業を研究します。	企画政策課

3 ふるさと意識の醸成

(1) 文化活動の推進

事業名	事業概要	所管または関連団体
郷土愛の育成	児童・生徒に、ふるさと学習「みずほ学」として瑞穂町歌、瑞穂音頭の指導や町の自然環境、歴史、伝統文化に関わる教育活動を行うことで、町への愛着を深めるとともに、積極的に地域活動に参加する態度を育成します。	教育指導課
郷土に対する理解の促進	小学校の社会科の授業における「地域学習」や総合的な学習の時間、音楽科などの時間において、地域の伝統文化や産業などについての理解を深め、地域への愛着と誇りを持つことのできる教育活動を推進します。	教育指導課

瑞穂町文化賞の表彰	文化活動において顕著な成績を収めた方（団体）を表彰し、文化振興をめざします。	社会教育課
文化財保護事業の実施	文化財保護事業を通し、地域の文化財への興味関心を高めます。また、古文書講座や郷土研修会などを実施して、郷土の理解を促進します。	図書館
ふるさとづくり推進事業の実施	町の歴史や観光・自然など、町の魅力について楽しく学ぶことができる「瑞穂ふるさと大学」と「瑞穂ふるさと検定」を開催します。	図書館

（２）環境学習の実施

事業名	事業概要	所管または関連団体
全町一斉清掃の実施	毎年6月の環境月間に合わせて「全町一斉清掃」を実施します。	環境課
環境調査の実施	大気環境調査、残堀川・不老川の水質調査、残堀川水生生物調査を定期的に行い、結果を公表します。	環境課
農業体験の実施	農業体験ができる事業を実施することで、地産地消の推進に取り組んでいきます。	産業経済課
環境教育の充実	総合的な学習の時間などで行う環境学習を通して、町の自然や環境などへの取組に理解を深めます。また、環境に対する基本的な知識・理解や保全活動についての学習を通して、環境保全に対する実践力を育成します。	教育指導課
動植物生態調査の実施	町内の動植物の生息状況について調査を実施し、企画展を開催します。	図書館
郷土資料館展示	町の豊かな自然と生きものについてテーマごとに展示し、自然環境の保全に対する理解を深めます。	図書館

（３）文化財保護意識の高揚

事業名	事業概要	所管または関連団体
郷土資料館展示	郷土の歴史や各時代における生活習慣に関する資料や物品を展示します。	図書館
町指定文化財及び登録文化財の公開	所有者などと連携し、指定文化財及び登録文化財を公開します。	図書館

3 自主的な学習活動への支援

1 生涯学習の普及・啓発

(1) 生涯学習に関連した情報誌等の作成

事業名	事業概要	所管または関連団体
生涯学習推進団体紹介パンフレットの作成	生涯学習推進団体に関する情報を掲載したパンフレットを作成し、生涯学習の推進・参加の機会を促していきます。	社会教育課
西多摩地域図書館広域利用の推進	住民の生活圏の拡大に伴い、西多摩地域8市町村での広域利用をガイドブックなどで周知し、推進します。	図書館
各種文化財関係資料の販売	郷土の歴史や文化財、昔の生活や習慣などを調査することができるよう、幅広いテーマで冊子を作成し、販売します。	図書館

(2) 交流、コミュニケーションの促進

事業名	事業概要	所管または関連団体
生涯学習関係団体の交流の支援	生涯学習関係団体に交流の機会を提供し、団体間のコミュニケーションの醸成及び自主的な活動の推進をはかります。	社会教育課

2 人材の養成・活用・支援

(1) 人材の養成・活用・支援

事業名	事業概要	所管または関連団体
ジュニアリーダー及びリーダー養成事業の実施	小学5年生から18歳までの青少年の居場所づくりの一環として、地域参画及びボランティア活動を促進し、青少年期におけるリーダーに必要な資質を高め、異年齢間の交流をはかります。 また、新たな人材の発掘や、生涯学習活動の担い手となるべく人材の育成・支援を行い、将来的に長く活躍いただけるリーダーを養成します。	社会教育課
総合人材リストの活用	町における人材情報を収集して総合人材リストを作成し、団体・地域のサークル活動や事業において引き続き利用できるようなつとめます。	社会教育課
図書館協議会委員の公募	図書館の運営などについての意見を聴く図書館協議会の委員のうち、家庭教育の向上に資する活動を行う者2人を公募で選出します。	図書館
人材の活用	図書館や郷土資料館の事業などにおいて、地域の人材やボランティアを活用します。	図書館

(2) ボランティア活動の推進

事業名	事業概要	所管または関連団体
ボランティア活動の充実	小・中学校の総合的な学習の時間などにおいて、福祉施設への訪問や活動を通して、社会に貢献することや互いに助け合って生きていくことの重要性についての理解を深めます。	教育指導課
寄り合いハウスイこいボランティアの会への支援	高齢者を中心とした多世代交流の場として、寄り合いハウスイこいを運営しています。土・日曜日・祝日を除く午前10時から午後4時まで憩いの場として利用できるようボランティアの会会員が常駐し、町と協働で運営しているため、その活動を支援します。	高齢者福祉課
ボランティア等によるおはなしの会の実施	読書への興味関心を高めるため、瑞穂町図書館と各地域図書室で毎月開催します。	図書館
ボランティアセンター運営事業の実施	ボランティアに関する啓発・学習、相談・助言、情報収集・情報発信、資材・場の提供及び整備などを行います。また、住民や団体とのネットワークづくりをすすめ、行政や地域団体との協働の推進をはかります。	社会福祉協議会 (福祉課)
夏体験ボランティアの実施	夏休み期間を利用してボランティア活動に参加し、その体験の中から地域への関心を深め、社会参加の意義を学ぶことを目的として実施します。	社会福祉協議会 (福祉課)
ボランティア養成講座の開催	ボランティア活動へのきっかけづくりやスキルアップなどを目的とした講座を開催することで、ボランティアの養成・活動を推進します。	社会福祉協議会 (福祉課)
日本語ボランティアグループの活動	町内在住の外国人が、スムーズにコミュニケーションがとれるよう、生活レベル程度の日本語を教えます。	社会福祉協議会 (福祉課)

3 団体・グループ・サークル等の支援

(1) 自立に向けた支援

事業名	事業概要	所管または関連団体
老人クラブへの助成	生活を健全で豊かなものにし、自らの生きがいを高めるための活動組織です。福祉活動への参加促進や生きがい活動・ニュースポーツなどの健康づくり活動の取組を支援することにより、高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進します。	高齢者福祉課
各種団体への支援	団体毎の状況や活動内容を注視しつつ、住民の生涯学習を促進するため、主体的・継続的な学習活動をする団体・グループ・サークルなどを支援します。	社会教育課

当事者団体への活動支援	事業に応じた活動助成、事業協力、情報提供などを行います。	社会福祉協議会 (福祉課)
-------------	------------------------------	------------------

(2) 協働による事業の実施

事業名	事業概要	所管または関連団体
瑞穂町生涯学習まちづくり出前講座の実施	町が行っている仕事の内容など職員が出向き説明します。さらに、ボランティア講師による各種講座を開設します。	社会教育課
生涯学習推進のための住民提案型協働事業の実施	生涯学習の推進に効果的な事業で、幅広く住民が対象となる講演会・講習会などについて、住民が組織する団体などから企画提案を募集し、教育委員会と協働で実施します。	社会教育課
こどもフェスティバルの開催	参加団体代表者から選出された実行委員が、町と企画・運営を協議し、協働で開催します。青少年が自ら考え、行動できる場所を提供し、青少年に関わる多くの方々とともに企画・運営し、親子のふれあいの促進、異年齢・多世代間の交流、地域との交流の場を創造する機会のひとつとして開催します。	社会教育課
総合文化祭の開催	参加団体代表者が実行委員として、町と協働で開催します。住民の文化・学習活動の成果を自主的に発表し、交流、鑑賞することで、住民の文化向上と潤いのある生活の実現のため開催します。	社会教育課

(3) 情報交流の促進

事業名	事業概要	所管または関連団体
情報交流の促進	社会教育関係団体、文化団体、生涯学習推進団体などが、情報交換や団体間の交流がはかれるように支援します。	社会教育課

4 スポーツ活動の推進

(1) 地域スポーツ活動の普及・実践・推進

事業名	事業概要	所管または関連団体
瑞穂町総合型地域スポーツクラブの支援	子どもから高齢者、ハンディキャップのある方も、性別や世代・年齢などにかかわらず参加でき、各種スポーツを楽しむことができる会員制のクラブを支援します。	社会教育課
瑞穂町スポーツ賞の表彰	スポーツ競技において顕著な成績を収めた方(団体)を表彰し、スポーツ振興をめざします。	社会教育課

(2) スポーツを通じた交流の促進

事業名	事業概要	所管または関連団体
スポーツフェスティバルの開催	スポーツへの興味を喚起するとともに、日ごろスポーツをしない方にも親しむきっかけをつくり、子どもたちの健全育成、高齢者の健康保持、世代間交流を促進するため、誰でも気軽に楽しめるスポーツフェスティバルを毎年開催します。	社会教育課
駅伝競走大会の開催	住民のスポーツの振興、健康、体力づくりをすすめ、地域スポーツ活動の場と機会を提供するため、町内の6区間をたすきでつなぐ駅伝競走大会を、町内会・一般・近郊の3部門により、毎年早春に開催します。	社会教育課
総合スポーツ大会の開催	毎年、町主催で瑞穂町スポーツ協会に運営を委託して開催します。各競技種目を、スポーツ協会加盟団体が主管し、9月から約半年間かけて大会を実施します。	社会教育課

4 生涯学習に寄与する図書館の利活用

1 誰もが快適に利用できる新たな空間

(1) 図書館改修後の事業推進

事業名	事業概要	所管または関連団体
つながりや交流の創出	図書館を利用する方々にとって新しい出会いや発見をもたらす場所となるために、利用者同士の交流を促進するような仕組みや仕掛けを検討していきます。	図書館
地域を学び、世界を学ぶ場の充実	地域の文化や産業について学び、活動をささえる場として多くの利用者に活用してもらえるように居心地の良い空間を維持します。	図書館

(2) 利用者の利便性向上

事業名	事業概要	所管または関連団体
テーマ配架の導入	従来の図書館で使われているNDC*による分類を超えて、日々の暮らしに近いテーマや、地域性に根ざしたテーマなどを設定し、それらのテーマごとに資料を配置し、本が利用しやすい環境を整備します。	図書館
誰もが利用しやすい図書館の検討	改修後の図書館は、高齢者や障がい者もスムーズに館内を移動できるバリアフリーの実現や誰もが使いやすいユニバーサルデザインに加え、子育て世代にとっても使いやすい設備を備えており、引き続き誰でも読書を楽しめる環境づくりを検討します。	図書館

2 生涯学習を支援する調べ学習機能の充実

(1) もとめて学び、学んで生かす活動の実施

事業名	事業概要	所管または関連団体
図書館を使った調べる学習コンクールの開催	学びのプログラム計画として、普段の暮らしのなかで疑問や不思議に思ったことなど、図書館資料などを有効に活用して調べ、まとめ、発表することを通し、図書館の利用価値を学ぶことを目的として開催します。	図書館
クリスマス会の実施	クリスマス会ではボランティアによる人形劇や、お楽しみコーナーを実施します。	図書館

(2) 読書の機会提供

事業名	事業概要	所管または関連団体
本・雑誌のリサイクルの推進	図書館の除籍資料の有効活用を積極的に行い、読書環境の整備につとめます。リサイクル図書の再活用は、保育園、幼稚園、小・中学校などを優先して行います。	図書館

*：巻末用語解説一覧表を参照

図書館内企画展示の設置	工夫を凝らし、様々なジャンルの資料を紹介し、幅広く本に親しむ機会を提供します。	図書館
-------------	---	-----

3 様々な媒体の図書館資料の活用

(1) 蔵書の充実

事業名	事業概要	所管または関連団体
蔵書の充実	社会の変化や時代の要請に応じるほか、住民の生涯学習を支援するため、リクエストに応えながら、様々な分野、様々な媒体による蔵書を充実していきます。	図書館

(2) デジタル化した資料の利活用

事業名	事業概要	所管または関連団体
デジタル化した資料の利活用	ホームページから閲覧できるデジタル化した「瑞穂町史」や「わたしたちの瑞穂町」をはじめとした図書や、町に関する画像や音声、動画などの地域資料について、効率的な活用方法を検討し、地域を愛する機運の醸成につなげます。	図書館

5 生涯学習推進体制の整備・評価

1 生涯学習推進体制の整備

(1) 生涯学習推進組織の充実

事業名	事業概要	所管または関連団体
生涯学習センター機能の充実	町の生涯学習の拠点として、各関連施設などと連携し、生涯学習に関する情報の提供、学習事業の実施、生涯学習施策の調整などを行います。	社会教育課

(2) 生涯学習関連機関との連携強化

事業名	事業概要	所管または関連団体
生涯学習と地域づくり	現代的課題や各課で推進する学習活動に対して、地域や関係機関との連絡調整をすすめます。	社会教育課
地域教育力の向上	学校・家庭・地域の連携により、青少年健全育成活動を通して地域の教育力の向上をめざします。	社会教育課

2 生涯学習推進計画の評価

(1) 評価体制の整備

事業名	事業概要	所管または関連団体
評価体制の整備	関連部署で1次評価後、社会教育委員などが2次評価をしていきます。	社会教育課

(2) 計画の進捗管理

事業名	事業概要	所管または関連団体
計画の進捗管理	生涯学習推進計画に基づく施策の実施に対して、調査などにより、その取組状況をチェックし、継続的に事業を見直し、計画全体の推進をはかります。	社会教育課

資 料

1 主な生涯学習関係施設

① 生涯学習センター

所 管 課	社会教育課
所 在 地	箱根ヶ崎 2287 番地（瑞穂第一小学校内）
問 合 せ	[TEL・FAX]568-0050
開館時間	午前 9 時～午後 9 時 ※土・日曜日、祝日及び午後 5 時以降は鍵貸し出し
休 館 日	年末年始
概 要	瑞穂第一小学校東側の校舎 1 階の教室を改修して開設され、町の生涯学習活動の拠点として、生涯学習を推進する団体・グループ・サークルなどの学習活動に貸し出します。

② 瑞穂ビューパーク・スカイホール

所 管 課	社会教育課
所 在 地	箱根ヶ崎 2475 番地
問 合 せ	[TEL]557-7070 [FAX]557-2693
開館時間	午前 8 時 30 分～午後 10 時
休 館 日	火曜日（祝日の場合は翌日）、祝日の翌日（休館日又は祝日の場合はその翌日）、年末年始
概 要	住民に身近な場所で、優れた音楽・演劇などを鑑賞する機会を提供し、地域の文化・芸術、創造活動の推進及び地域文化の発掘・育成、支援を行います。また、利用者の安全性、施設維持の緊急性を考慮し、修繕計画を立て、利用者が使いやすいように整備します。

③ 耕心館

所 管 課	図書館
所 在 地	駒形富士山 317 番地 1
問 合 せ	[TEL]568-1505 [FAX]568-1506
開館時間	午前 10 時～午後 9 時
休 館 日	第 3 月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始
概 要	心安らぐ寛ぎの場、新しい文化の発信の場として、サロンコンサート（クラシックなどの演奏会）、ミズホ・ムジーク（様々な分野の演奏会や演劇会など）、講演会、講座を実施し、地域の方々に利用していただきます。 指定管理者による管理運営を行います。

図書館

所 管 課 図書館

図 書 館 ④ 瑞穂町図書館

[所 在 地] 石畑 1962 番地 [TEL]557-5614 [FAX]557-6156

[開館時間] 火～日曜日は午前 9 時～午後 6 時

木曜日は午前 9 時～午後 8 時

[休 館 日] 月曜日、第 3 金曜日、年末年始

地域図書室 ⑤ 元狭山ふるさと思い出館図書室

[所 在 地] 二本木 710 番地 [TEL]556-3233

[開館時間] 火～土曜日は午後 1 時～午後 5 時

日曜日は午前 9 時～正午

[休 館 日] 月曜日、第 3 金曜日、祝日、年末年始

⑥ 長岡コミュニティセンター図書室

[所 在 地] 箱根ヶ崎 1180 番地 [TEL]557-5980

[開館時間] 午前 9 時～午後 5 時

[休 館 日] 月曜日、第 2 水曜日、第 3 金曜日、祝日、年末年始

⑦ 武蔵野コミュニティセンター図書室

[所 在 地] むさし野一丁目 5 番地 [TEL]533-4606

[開館時間] 午前 9 時～午後 5 時

[休 館 日] 月曜日、第 2 水曜日、第 3 金曜日、祝日、年末年始

⑧ 殿ヶ谷図書室

[所 在 地] 殿ヶ谷 988 番地 [TEL]513-9810

[開館時間] 火・水・土曜日の午後 1 時～午後 5 時

[休 館 日] 日・月・木・金曜日、祝日、年末年始

概 要 住民の文化教養を支え、地域の特性を活かした身近な生涯学習の拠点として、図書館と地域図書室の整備・充実をはかります。

⑨ 郷土資料館「けやき館」

所 管 課 図書館

所 在 地 駒形富士山 316 番地 5

問 合 せ [TEL]568-0634 [FAX]568-0639

開館時間 午前 9 時～午後 5 時

休 館 日 第 3 月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始

概 要 貴重な郷土資料(文化財)の保存や調査・研究を行うとともに、その活用を通し、郷土を知り、郷土を愛する心を育みます。また、郷土資料館事業(講演会・企画展など)を実施し、地域の自然や歴史への関心を高めます。指定管理者による管理運営を行います。

体育施設等

所 管 課 社会教育課

問 合 せ [TEL]557-7071

施 設 ⑩ 瑞穂ビューパーク競技場

[所 在 地] 箱根ヶ崎 2475 番地

[時 間] 午前 9 時～午後 10 時

[休 場 日] 毎月 16 日(祝日の場合は翌日)、祝日の翌日(休場日又は祝日の場合はその翌日)、年末年始

⑪ 中央体育館

[所 在 地] 石畑 1989 番地 1

[開館時間] 午前 9 時～午後 9 時 30 分

[休 館 日] 16 日(土・日曜日・祝日の場合はその翌日)、年末年始

⑫ 武道館

[所 在 地] 箱根ヶ崎 519 番地

[開館時間] 午前 9 時～午後 9 時 30 分

[休 館 日] 16 日(土・日曜日・祝日の場合はその翌日)、年末年始

⑬ 町営グラウンド(野球場・庭球場)

[所 在 地] 箱根ヶ崎 2189 番地

[時 間] 午前 6 時 30 分～午後 9 時 30 分

[休 場 日] 年末年始

⑭ 町営第 2 グラウンド(野球場・ゲートボール場)

[所 在 地] 箱根ヶ崎西松原 3 番地 1

[時 間] 午前 6 時 30 分～午後 7 時(冬期は午前 6 時 30 分～午後 4 時 30 分)

[休 場 日] 年末年始

⑮ 町営第 2 庭球場

[所 在 地] 箱根ヶ崎西松原 57 番地 6

[時 間] 午前 6 時 30 分～午後 7 時(冬期は午前 6 時 30 分～午後 4 時 30 分)

[休 場 日] 年末年始

⑯ 町営少年サッカー場

[所 在 地] 駒形富士山 320 番地

[時 間] 午前 6 時 30 分～午後 7 時(冬期は午前 6 時 30 分～午後 4 時 30 分)

[休 場 日] 年末年始

⑰ 町営プール

[所 在 地] 石畑 1970 番地

[開設日] 7月上旬～8月下旬の午前9時30分～午後5時30分

⑱ シクラメンスポーツ公園

[所在地] 箱根ヶ崎 1155 番地

[時間] 午前6時30分～午後7時(冬期は午前6時30分～午後4時30分)

[休場日] 年末年始

概要 住民誰もが、いつでも、どこでもスポーツを楽しむことができ、施設を活用し、住民の生涯を通じたスポーツの振興をはかっていきます。施設は、会員登録を行うと町ホームページや携帯電話、スマートフォンから「公共施設予約システム」にて予約することができます。

⑲ 瑞穂町民会館

所管課 協働推進課

所在地 石畑 1875 番地

問合せ [TEL] 513-9370(協働推進課)

開館時間 午前9時～午後10時

休館日 年末年始

概要 生涯学習や地域活動の拠点として、各種講座やサークル活動をはじめ、会議・集会などに利用できます。

⑳ 武蔵野コミュニティセンター

所管課 協働推進課

所在地 むさし野一丁目 5 番地

問合せ [TEL]570-0555 [FAX]570-6340

開館時間 午前9時～午後9時30分

休館日 第2水曜日、祝日(第2水曜日の場合はその翌日も)、年末年始

概要 地域図書室を備えた複合型施設であり、地域住民の交流の場として、また主体的活動の場として有効活用をはかります。自主事業とコミセンまつりを実施します。

㉑ 元狭山コミュニティセンター

所管課 協働推進課

所在地 二本木 673 番地 1

問合せ [TEL]568-0333 [FAX]557-7999

開館時間 午前9時～午後10時

休館日 第2水曜日、祝日(第2水曜日の場合はその翌日も)、年末年始

概要 地域住民の交流の場として、また主体的活動の場として有効活用をは

かります。自主事業とコミセンまつりを実施します。

②② 長岡コミュニティセンター

所管課 協働推進課
所在地 箱根ヶ崎 1180 番地
問合せ [TEL]568-0030 [FAX]568-0880
開館時間 午前 9 時～午後 10 時
休館日 第 2 水曜日、祝日(第 2 水曜日の場合はその翌日も)、年末年始
概要 地域図書室やスポーツ施設を備えた複合型施設であり、地域住民の交流の場として、また主体的活動の場として有効活用をはかります。自主事業とコミセンまつりを実施します。

②③ 子ども家庭支援センター「ひばり」

所管課 子ども家庭センター課
所在地 石畑 1972 番地
問合せ [TEL]568-0051 [FAX]568-2015
開館時間 午前 9 時～午後 5 時
休館日 日曜日、祝日、年末年始
概要 18 歳未満の子どもとその家庭に関するあらゆる相談を随時受けています。交流スペースではお子さんを連れて遊ぶことができ、保護者同士の交流ができます。

②④ あすなろ児童館

所管課 子育て応援課
所在地 石畑 1837 番地
問合せ [TEL]557-7766
開館時間 午前 9 時 30 分～午後 5 時
休館日 日曜日、祝日、年末年始
概要 創作室、図書室、多目的室、プレイルーム、会議室、幼児室がある多機能な児童館です。子育て相談も実施しています。

②⑤ ふれあいセンター

所管課 福祉課
所在地 石畑 2008 番地
問合せ [TEL]557-2061 [FAX]557-6159
開館時間 午前 9 時～午後 10 時
休館日 第 3 火曜日、年末年始

概要 地域福祉の増進と生活文化の向上を図るための施設です。文化向上事業や交流事業などを定期的に企画しています。指定管理者による管理運営を行っています。

②⑥ 多世代交流センターMIZCUL(ミズカル)

所管課 高齢者福祉課

所在地 殿ヶ谷 1106 番地

問合せ [TEL]557-8737 [FAX]557-8747

開館時間 午前9時～午後8時

休館日 第3日曜日、年末年始

概要 子どもから高齢者までの多様な世代が交流し、つながり、及び居場所となる拠点を創出することにより、多世代交流の推進及び地域コミュニティの活性化を図るとともに、放課後の児童の健全育成及び高齢者の生きがいづくりを含む全ての町民の福祉の向上及び健康の増進に寄与する施設です。指定管理者による管理運営を行っています。

②⑦ 寄り合いハウスいこい

所管課 高齢者福祉課

所在地 殿ヶ谷 874 番地 3

問合せ [TEL]556-0151

開館時間 午前9時から午後10時まで

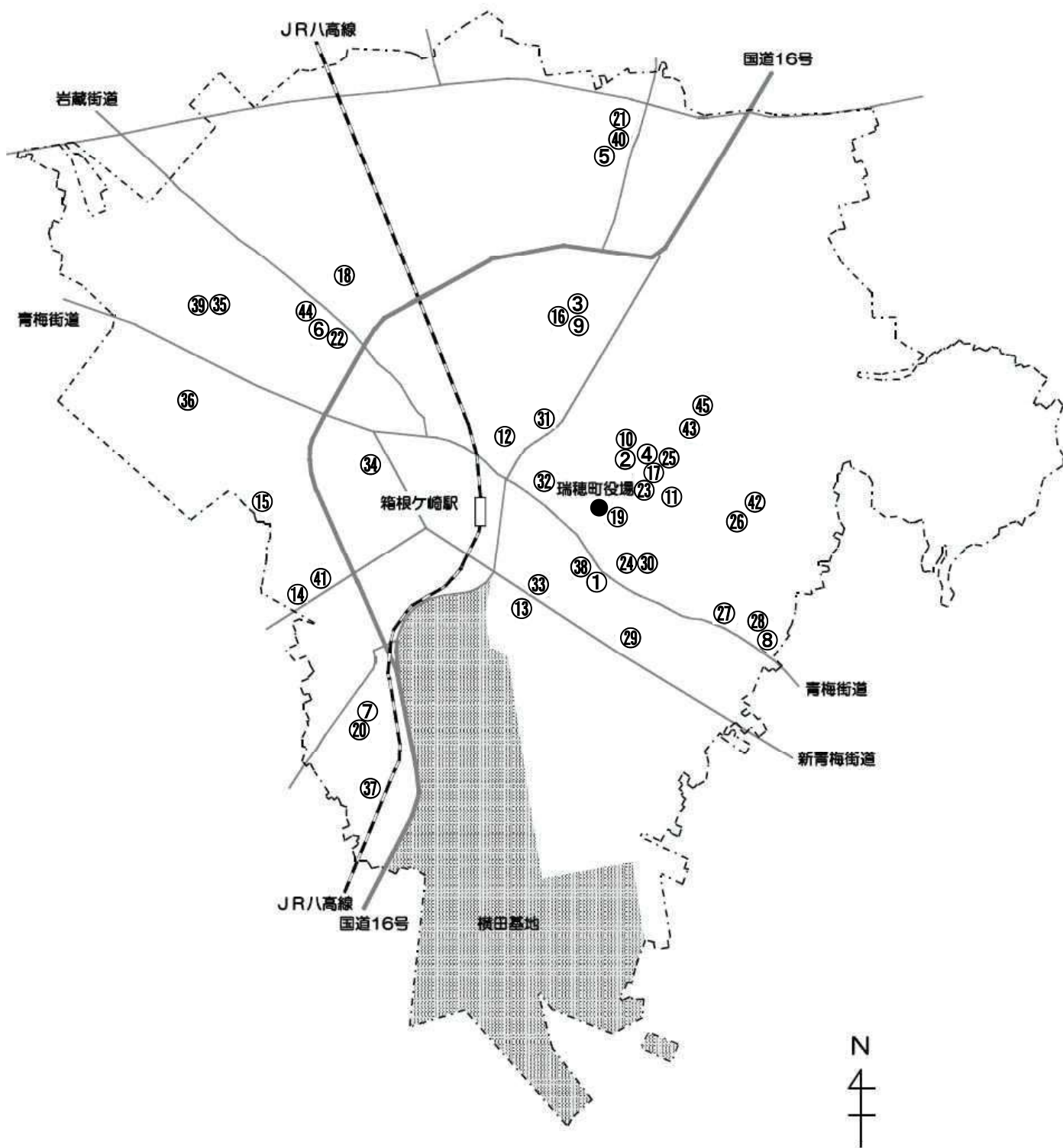
休館日 年末年始

概要 寄り合いハウスいこいは、高齢者の方を中心に子どもたちや地域の方々との多世代交流及び主体的な地域活動の場として、地域コミュニティの核となる施設です。いつ来ても誰かがいて、お茶などを飲みながらくつろげる社会参画の場として、地域の方がボランティアとして常駐し、町と運営ボランティアの会と協働で運営します。

2 その他の生涯学習関係施設

区分	名称	所在地	問合せ先
地区 会館	㊸殿ヶ谷会館	殿ヶ谷 988 番地	513-9370 協働推進課
	㊹石畑会館	石畑 211 番地	
	㊺石畑中央会館	石畑 1837 番地	
	㊻箱根ヶ崎北会館	箱根ヶ崎 2 番地	
	㊼箱根ヶ崎中央会館	箱根ヶ崎 127 番地	
	㊽箱根ヶ崎南会館	武蔵 3 番地	
	㊾箱根ヶ崎西会館	箱根ヶ崎東松原 16 番地 3	
	㊿長岡会館	長岡長谷部 248 番地	
	㊽長岡南会館	長岡四丁目 6 番地 4	
	㊾むさしの会館	むさし野二丁目 12 番地 6	
小・中・ 高等学校	㊿瑞穂第一小学校	箱根ヶ崎 2287 番地	557-0045
	㊽瑞穂第二小学校	長岡長谷部 250 番地	557-0646
	㊾瑞穂第三小学校	二本木 670 番地	557-0266
	㊿瑞穂第四小学校	箱根ヶ崎西松原 2 番地 1	557-4143
	㊽瑞穂第五小学校	殿ヶ谷 1160 番地	556-1377
	㊾瑞穂中学校	石畑 1961 番地 1	557-0070
	㊿瑞穂第二中学校	箱根ヶ崎 1172 番地	557-5501
	㊽都立瑞穂農芸高等学校	石畑 2027 番地	557-0142

町内の生涯学習関係施設の位置図



●学童保育クラブ

区分	名称	所在地	問合せ先
	瑞穂第一小学童保育クラブ	箱根ヶ崎 2287 番地 (瑞穂第一小学校内)	557-0080
	瑞穂第二小学童保育クラブ	長岡一丁目 38 番地 1	556-5312
	瑞穂第三小学童保育クラブ	二本木 676 番地 1	556-2710
	瑞穂第四小学童保育クラブ	むさし野一丁目 5 番地	554-7717
	瑞穂西松原学童保育クラブ	箱根ヶ崎西松原 25 番地 6	556-6787
	瑞穂第五小学童保育クラブ	殿ヶ谷 1106 番地	556-0181

●認可保育園等

区分	名称	所在地	問合せ先
認可 保育園	石畑保育園	石畑 1837 番地	557-2780
	むさしの保育園	むさし野一丁目 5 番地	554-1284
	東松原保育園	箱根ヶ崎東松原 16 番地 8	557-0140
	狭山保育園	駒形富士山 420 番地	557-2876
	長岡保育園	長岡四丁目 11 番地 14	556-0916
	みずほひじり保育園	箱根ヶ崎 2515 番地 1	556-2652
	とのがや保育園	殿ヶ谷 892 番地 4	557-7601
	ぴよぴよ保育園	箱根ヶ崎 363 番地 1	556-3428
	南平保育園	南平二丁目 3 番地 4	557-3875
認定 こども園	瑞穂のぞみこども園	箱根ヶ崎 2492 番地	557-0382
小規模保育 事業所*	ゆめのもり保育園	箱根ヶ崎 2391 番地 1	556-8333
幼稚園	如意輪幼稚園	箱根ヶ崎 137 番地	557-4183
福祉・ 保健施設	ファミリー・サポート・センター	石畑 1972 番地	557-4138
	ボランティアセンターみずほ	石畑 2008 番地	557-3036
	心身障害者(児)福祉センター あゆみ	石畑 2193 番地	556-6655
	保健センター	石畑 1970 番地	557-5072

* : 巻末用語解説一覧表を参照

3 生涯学習関係各施設の利用状況及び減免状況

住民（団体・グループ・サークルなど）の活動の場として、多くの関連施設が整備され、活用されています。なお、生涯学習推進団体登録団体として認定されると、町施設の使用料が免除または減額となる支援が受けられます。

- ① 町民会館、地区会館、コミュニティセンター、スカイホール、耕心館、ふれあいセンター、生涯学習センター、図書館などは、生涯学習活動や地域活動の拠点となっています。

【令和6年度 主な施設利用状況】（利用件数・人数は令和6年度事務報告書より）

※使用料の免除または減額となる施設一覧

施設名	利用件数	利用人数	減免件数	減免額
町民会館	767	20,216	95	197,300
殿ヶ谷会館	177	2,519	86	67,200
石畑会館	406	4,749	258	194,950
石畑中央会館	358	3,982	0	0
箱根ヶ崎北会館	264	4,364	207	265,000
箱根ヶ崎中央会館	196	2,204	123	87,300
箱根ヶ崎南会館	777	7,568	466	282,000
箱根ヶ崎西会館	206	3,142	155	104,350
長岡会館	63	959	6	2,100
長岡南会館	266	4,055	93	92,000
むさしの会館	362	4,921	192	142,900
武蔵野コミュニティセンター	3,351	30,078	2,355	2,612,950
元狭山コミュニティセンター	3,550	23,687	2,699	2,099,500
長岡コミュニティセンター	4,235	42,476	2,276	1,981,300
スカイホール	638	42,294	13	141,900
耕心館	606	28,758	6	14,550
郷土資料館「けやき館」	204	33,284	2	2800
ふれあいセンター	1,554	27,137	329	302,200
図書館セミナールーム	26	204	0	0
元狭山ふるさと思い出館（集会室）	12	120	0	0
寄り合いハウスいこい	346	3,737	54	70,200

【令和6年度 施設利用状況】（令和6年度事務報告書より）

※無料施設及び使用料の免除または減額とならない施設一覧

施設名	利用人数	施設名	利用人数
生涯学習センター	3,943	図書館	61,990
元狭山ふるさと思い出館図書室	1,075	長岡コミュニティセンター図書室	11,372
武蔵野コミュニティセンター図書室	8,120	殿ヶ谷図書室	194

- ② 町営グラウンド、町営庭球場、中央体育館、武道館、町営少年サッカー場、ビューパーク競技場などは、スポーツ活動の拠点となっています。

【令和6年度 主な施設利用状況】（利用件数は令和6年度事務報告書より）

※使用料の免除または減額となる施設一覧

施設名	利用件数	減免件数	減免額
町営グラウンド 野球場	357	3	3,600
町営第2グラウンド	136	59	29,500
町営第2グラウンドゲートボール場	123	0	0
町営グラウンド 庭球場	2,310	0	0
町営第2庭球場	2,522	101	50,500
中央体育館	1,692	257	25,7000
中央体育館会議室	99	0	0
武道館	879	11	11,000
町営少年サッカー場	247	1	1,200
シクラメンスポーツ公園	65	2	2,400
ビューパーク競技場	350	0	0

- ③ 子ども家庭支援センター、児童館は、子育て支援の拠点となっています。

【令和6年度 主な施設利用状況】（令和6年度事務報告書より）※無料施設

施設名	利用人数	施設名	利用人数
子ども家庭支援センター	1,786	あすなる児童館	20,407

4 第2次瑞穂町生涯学習推進計画改定庁内検討会要綱

（令和7年5月22日）
教育委員会訓令第3号

（設置）

第1条 第2次瑞穂町生涯学習推進計画（以下「計画」という。）を改定するため、第2次瑞穂町生涯学習推進計画改定庁内検討会（以下「検討会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 検討会は、次に掲げる事項を調査し、及び協議し、教育委員会に報告する。

- （1）計画の改定に係る事項
- （2）前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 検討会の委員は、企画部企画政策課長及び教育部社会教育課長並びに次に掲げる課から選出された者をもって組織する。

- （1）企画部企画政策課
- （2）住民部環境課
- （3）協働推進部協働推進課
- （4）協働推進部産業経済課
- （5）福祉部福祉課
- （6）福祉部子育て応援課
- （7）福祉部高齢者福祉課
- （8）福祉部健康課
- （9）教育部教育指導課
- （10）教育部社会教育課
- （11）教育部図書館

2 前項の委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する報告をもって終了する。

（会長及び副会長）

第5条 検討会に会長及び副会長1人を置き、会長に教育部社会教

育課長を、副会長に企画部企画政策課長をもって充てる。

- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 検討会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員は、会議を欠席するときは、代理の者を出席させることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(分科会)

第7条 検討会に必要な応じて分科会を置き、特定の事項を協議することができる。

- 2 分科会は、第3条第1項に掲げる委員のうち検討会で決定した委員(以下「分科会委員」という。)をもって構成する。
- 3 分科会の会長(以下「分科会長」という。)は、分科会委員の互選により定める。
- 4 分科会長は、分科会の会務を総括し、分科会を代表する。
- 5 分科会長に事故があるとき、又は欠けたときは、分科会長があらかじめ指名する分科会委員がその職務を代理する。
- 6 分科会の会議は、必要な応じて分科会長が招集する。
- 7 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会委員以外の者の出席を求め、意見を徴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、発令の日から施行する。
(失効)
- 2 この訓令は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

5 第2次瑞穂町生涯学習推進計画改定庁内検討会委員

任期：令和7年5月22日から第2次瑞穂町生涯学習推進計画改定庁内検討会
要綱第2条に規定する報告を行うまで

部・課名	氏名	
教育部 社会教育課長	◎ 橋本正志	
企画部 企画政策課長	○ 渡辺浩志	令和7年10月1日就任
企画部 企画政策課長	○ 町田陽生	令和7年9月30日退任
住民部 環境課 ごみ対策係長	堂垣祐介	
協働推進部 協働推進課 地域協働係 主任	小林和絵	
福祉部 福祉課 福祉推進係長	上出貴之	
福祉部 子育て応援課 児童館係長	宮澤伸一	
福祉部 高齢者福祉課 高齢者支援係長	宮崎ゆり恵	令和7年10月1日就任
福祉部 高齢者福祉課 高齢者支援係長	中村 徹	令和7年9月30日退任
福祉部 健康課 健康係長	鈴木隆太	
協働推進部 産業経済課 農政係長	田中悠也	
教育部 教育指導課 指導係長	田口恵里子	
教育部 図書館 図書係長	西村優子	

◎ 会長 ○ 副会長

6 第2次瑞穂町生涯学習推進計画後期計画策定までの検討経過

実施日	会議・調査等	議題及び内容
令和7年 5月15日	社会教育委員の会議	<ul style="list-style-type: none"> ・教育長より諮問 ・意見聴取
6月19日	社会教育委員の会議	<ul style="list-style-type: none"> ・意見聴取
6月25日	第2次瑞穂町生涯学習推進計画改定庁内検討会（第1回）	<ul style="list-style-type: none"> ・辞令書の交付 ・生涯学習推進計画について ・生涯学習推進計画進捗状況について
6月26日	生涯学習推進計画の進捗状況等の確認調査	<ul style="list-style-type: none"> ・各課及び関連機関
7月17日	社会教育委員の会議	<ul style="list-style-type: none"> ・意見聴取
8月27日	第2次瑞穂町生涯学習推進計画改定庁内検討会（第2回）	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育委員の会議での意見について ・生涯学習推進計画後期計画案について
9月18日	社会教育委員の会議	<ul style="list-style-type: none"> ・意見聴取
10月16日	社会教育委員の会議	<ul style="list-style-type: none"> ・意見聴取
10月31日～ 11月14日	意見募集	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ及びスカイホールなどの窓口
11月25日	第2次瑞穂町生涯学習推進計画改定庁内検討会（第3回）	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習推進計画後期計画案について ・意見募集について
12月18日	社会教育委員の会議	<ul style="list-style-type: none"> ・意見聴取
令和8年 1月15日	社会教育委員の会議	<ul style="list-style-type: none"> ・意見聴取
2月4日	第2次瑞穂町生涯学習推進計画改定庁内検討会（第4回）	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習推進計画後期計画案の最終確認について
2月4日	社会教育委員の会議	<ul style="list-style-type: none"> ・教育長へ答申
2月26日	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・意見聴取
3月6日	議会厚生文教委員会報告	<ul style="list-style-type: none"> ・計画改定の報告

7 第2次瑞穂町生涯学習推進計画後期計画（素案）に関する意見募集について

1 意見募集の実施

以下のとおり意見募集を行い、2件ご意見がありました。

(1) 意見募集を行った期間

令和7年10月31日（金）から令和7年11月14日（金）

(2) 意見募集方法

町ホームページ掲載及び下記施設での閲覧

(3) 閲覧場所

庁舎1階情報公開コーナー、武蔵野・元狭山・長岡の各コミュニティセンター、スカイホール

2 教育委員からの意見聴取

(1) 意見聴取を行った期日 令和8年2月26日（木）

(2) 意見聴取方法 直接ヒアリング

8 用語解説一覧表

あ

ICT

Information & Communication Technology の略。情報(Information)や通信(Communication)に関する技術の総称。多くの場合「情報通信技術」と訳されるが、ネットワーク通信による情報・知識の共有という考えが含まれている。

インクルーシブ

「包摂的な」という意味。ここでのインクルーシブな学習機会とは、障害の有無、国籍や人種、宗教、性別などの違いにかかわらず、全ての子どもたちが分け隔てなく学ぶことのできる機会のことを指す。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む。個人を取り巻く環境や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

NDC

Nippon Decimal Classification の略。日本十進分類法という意味で、日本で使われている図書分類法をさす。図書の主題となる、あらゆる知識を1～9の数字を用いて分類し、どの区分にも属さない全般的なものには0を用いる分類法。

か

家庭教育

親が子どもに家庭内で、言葉や生活習慣、コミュニケーションなど生きていく上で必要な技術を身に付ける援助をすること。

協働宣言

町にかかわる多くの人々が、世代や立場の壁を越えて協力し合う「自立と協働」のまちづくりを実現していくための、ひとつの道しるべとして、平

成 26 年 10 月 8 日に宣言した。

クラウドファンディング

群衆 crowd と資金調達 funding を組合せた造語。取り組みたい活動や企画を持つ人がインターネットなどにプロジェクトページを掲載し、活動について呼びかけ、広く支援者から支援を集める仕組み。

現代的課題

少子高齢化、国際化、高度情報化、男女共同参画、環境問題など社会経済動向の変化に伴って発生した問題。現代社会において、何らかの取組が求められている問題のこと。

コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度のこと。協議会では保護者や地域住民などが学校運営に関する意見を教育委員会や校長に述べるができる。学校と地域が力を合わせて、学校の運営に取り組むことが可能となる仕組み。

さ

指定管理者制度

「多様化する住民ニーズ」に、より効果的・効率的に対応するために、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上をはかる制度のこと。

社会教育委員

「社会教育法」に規定され、社会教育に関する計画の立案や調査研究を行うなどによって、社会教育に関して教育委員会に助言をする。

生涯学習関連施設

図書館などの社会教育施設のほか、スポーツ施設、文化施設、また生涯学習を支援する施設を含む。

生涯学習推進団体

住民が組織し、主体的・継続的な学習活動を行っているグループ・団体

などのこと。町では生涯学習推進団体として登録し、その学習活動の支援を行っている。

生涯学習まちづくり出前講座

ボランティア講師による各種講座や町が行っている仕事に関する講座を開催することにより、いつでもどこでも気軽に学習できる機会を提供し、住民と協働して生涯学習によるまちづくりを推進していくこと。

小規模保育事業所

0～2歳児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育のこと。1人の保育スタッフが担当する子どもの数が少ないため手厚く子どもの発達に応じた質の高い保育を行うことができる。

調べ学習

わからないことについて、本や見学、実験・観察など、いろいろな方法で調べ、自分の考えをまとめて、発表することをいう。

性的マイノリティ

LGBTQ【Lesbian レズビアン（女性同性愛者）、Gay ゲイ（男性同性愛者）、Bisexual バイセクシュアル（両性愛者）、Transgender トランスジェンダー（心と体の性が一致しない人）、Questioning クエスチョニング（性自認や性的指向が決まっていない人）・Queer クィア（多様なセクシュアリティを包括するもの）】、など性的少数者を表した言葉。

総合型地域スポーツクラブ

身近な地域でスポーツに親しむことができ、地域住民によって主体的に運営される新しいタイプのスポーツクラブのこと。子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者から上級者までそれぞれの志向にあわせて参加できる（多志向）という特徴を持つ。

総合人材リスト

町の各地域で、多くの人々が互いに生涯学習やまちづくり活動を学び合う

ことができるよう、様々な知識や経験を持つ人材の情報を収集したリストのこと。

な

ニュースポーツ

近年行われるようになった比較的新しいスポーツ種目の総称。力の限界に挑戦するのではなく、触れ合いと楽しみを追及し、体力、技術、性別、年齢に左右されず、誰とでもできるなどの特徴がある。

乳幼児ブックスタート

3～4 か月児健診を受診した親子に、絵本の読み聞かせの実演を行うとともに、乳児期に親しみやすい絵本をプレゼントする取り組み。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設のこと。

ネーミングライツ

公共施設などの名前を付与する命名権と付帯する諸権利のこと。企業側は施設などの愛称として企業名などを導入することができる。企業側は宣伝効果、自治体側は財源確保などの効果が期待されている。

は

PPP/PFI

Public-Private Partnership(パブリック・プライベート・パートナーシップ)/Private Finance Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)の略称。公共施設などの建設、維持管理、運営などを行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化などをはかる手法のこと。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広くとらえた概念で、効率化や公共サービスの向上を目指している。

や

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能な生活環境やそのほかの環境をつくり上げること。

ら

リカレント教育

学校教育から離れたあと、それぞれのタイミングで自ら社会人が学びなおし、仕事で求められる能力などを磨き続けること。

レファレンスサービス

調べたいことや探している資料などの質問について、必要な資料・情報を案内するサービスのこと。

第2次瑞穂町生涯学習推進計画【後期計画】

発行 令和8年3月 瑞穂町教育委員会

〒190-1292

東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

電話 042-557-6695

FAX 042-557-2693

編集 教育部 社会教育課 社会教育係

